

# 長野市森林経営管理計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



間伐による森林整備（長野市信更）



住民参加の森林づくり  
（長野市浅川「善光寺の森」）



木に親しむ取組（長野市戸隠）

長野市

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

# 長野市森林経営管理計画

## 目 次

I	長野市森林経営管理計画の策定に当たって	
1	長野市森林経営管理計画とは	1
2	森林・林業の現状	7
3	第1期計画における取組の評価	16
II	森林経営管理計画	
1	森林経営管理の将来像と基本方針	20
2	基本方針を具現化するための方法	22
3	森林環境譲与税の活用	39
4	将来像の実現に向けて	44
III	森林整備の基本事項	
1	主 伐	46
2	造 林	46
3	間伐及び保育	47
IV	市有林及び財産区有林の経営管理	
1	市有林の経営管理	49
2	財産区有林の経営管理	50
V	計画の実施に向けて	
1	計画の推進に向けた体制	51
2	計画の進捗管理と評価、見直し（PDCA サイクル）	51
VI	資 料	
1	森林・林業に関する関連計画	52
2	SDGs と森林整備	54
3	里山地域の森林経営管理	54
4	森林の多面的機能	55
5	森林環境税と森林環境譲与税	56
6	主な森林整備事業の概要	57
7	多様な森林の施業方法	58
8	森林病虫害や野生鳥獣による森林被害	60
9	技術資料（長野市森林整備計画より抜粋）	61
10	森林整備等に関するアンケート調査結果	64



# I 長野市森林経営管理計画の策定に当たって

## 1 長野市森林経営管理計画とは

### (1) 計画作成の目的

森林は、木材を生産するのみならず、洪水を緩和したりする水源の涵養(かんよう)、雨水による土壌の流出を抑制する土砂災害の防止/土壌保全、二酸化炭素を吸収する地球環境保全をはじめ、様々な機能を持っています(図1参照)。

特に、水源の涵養、土砂災害の防止/土壌保全、地球環境保全の3つの機能については市民の関心が高く、令和3年10月に市内全戸配布したアンケートの結果(P.64~68参照)でも、期待する効果の上位になっています(P.2図2参照)。

このように、森林の大切さは市民の共通の認識ですが、戦後に植林された私有の人工林では、所有者が不明であったり境界がわからないなどの問題から森林経営計画が作成されていません。このため、経営管理が担保されていない森林は全国で約3分の2に達しています。アンケート結果において、75%の所有者が市を通して林業事業体等へ経営や管理を委託したいと回答していることと関係しているものと考えられます(P.2図3参照)。

植林された人工林では、間伐などの森林整備が適切に行われないと森林の持つ機能が発揮されませんので、実効性の高い森林の経営管理は喫緊の課題です。

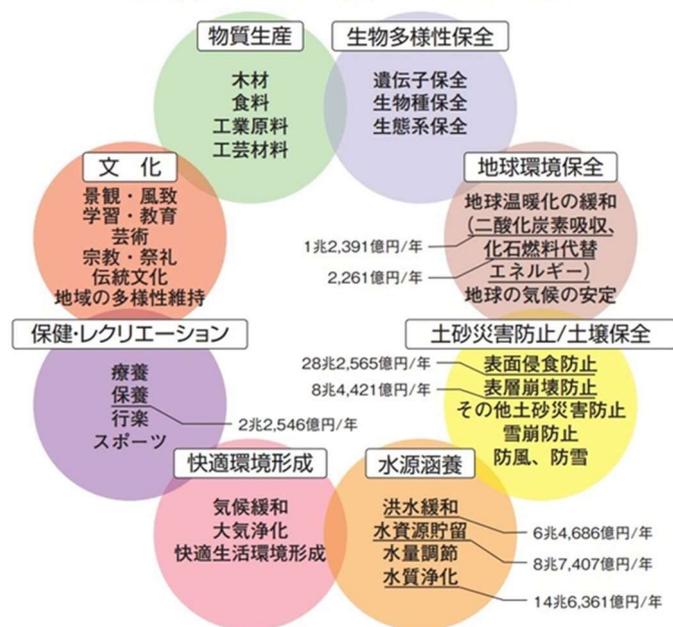


図1 森林の有する多面的機能  
(令和3年度版「森林・林業白書」より)

このような状況から、市町村が森林を積極的に管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を図ること、並びに林業の持続的発展と森林の有する多面的機能の発揮を目的とした「森林経営管理法」が、平成31年4月に施行されました。

森林経営管理法では、これまで手入が行き届いていない森林について市町村が積極的に関与することにより、森林経営計画を作成するなどして経営管理を担保していくものです。

また、市町村が森林整備等に必要な財源を安定的に確保するため、森林環境税と森林環境譲与税が創設されました。

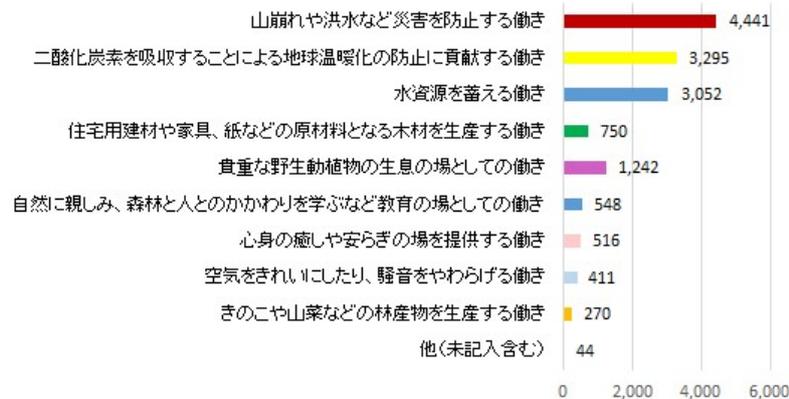


図2 森林の役割で期待するもの  
(回答者数 1,521 人 3つまで回答)

令和6年度から徴収が開始された森林環境税は、個人住民税均等割の枠組みを用いて国税として一人1,000円を負担していただきます。これを財源として国から市に譲与される森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に資する費用とされています(P.56参照)。

本計画は、本市が森林環境譲与税を活用して積極的に関与することにより、以前は手入りが十分に行われてこなかった森林の整備を進めるための具体的な方法や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発について計画するものです。また、本計画は、森林環境譲与税を活用した具体的な方策について、市民の皆様幅広く知っていただくことを目的として作成しました。

策定時の計画期間(令和4年度～令和6年度)を第1期とし、今回の計画期間(令和7年度から令和11年度)を第2期とします。

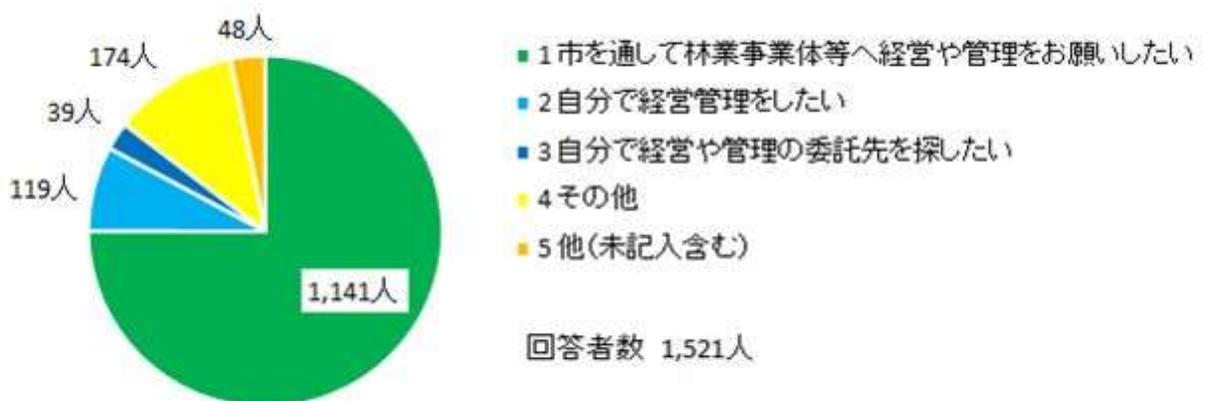


図3 所有する森林の今後の経営や管理について (回答者 1,521 人)

## (2) 計画の対象

本計画が対象とする事項は次の3項目です。特に①については、市が積極的に関与して進める方法について計画します。

- ① 森林整備                      ② 人材育成・担い手確保                      ③ 木材利用促進、普及啓発

なお、本計画が対象とする森林は長野市の地域森林計画が対象とする民有林で、国有林は含まれません。森林環境譲与税を活用した森林整備については、森林所有者の意欲の低下や所有者・境界が不明な森林の増加などの課題に対して自発的な整備が見込めない森林の整備を進めるという税創設の趣旨を踏まえて私有林の整備が基本とされています（P. 42 表 19 参照）。

## (3) 計画の位置づけと計画期間

- ① 本市には、市全体の最上位計画である第五次長野市総合計画のほか、森林整備に直接関わる計画として「長野市森林整備計画」（以下「森林整備計画」という。）があります（P. 4 表 1 参照）。

森林整備計画は、長野市全体の森林整備（植栽、伐採、保育）についての基準を示したり、林道整備を計画したりしているものです。

森林経営管理計画は森林整備計画の中でも森林経営管理として重要性の高い事業を、森林環境譲与税を財源として計画的に実現するための具体的な方策等を示す計画です（P. 5 図 4 参照）。

- ② 今回の計画期間は、令和7年度から令和11年度までとし、森林整備計画と合わせて5年ごとに立案します。
- ③ 森林・林業と関連する他の計画（P. 52 参照）と連携します。

表 1 森林整備、林業経営に関する計画

計 画 名	主 な 計 画 の 内 容
<p>第五次長野市総合計画</p> <p>平成 29 年度～令和 8 年度 (前期 5 年、後期 5 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的、計画的な行政運営の指針</li> <li>・ 農林業の施策として「森林の保全と資源の活用促進」を掲げている</li> <li>・ 施策の目標指標は搬出間伐による木材生産量</li> </ul>
<p>長野市森林整備計画</p> <p>令和 7 年度～11 年度 5 年ごとの 10 年計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法に基づき作成し、全国森林計画（国）、地域森林計画（県）に準ずる</li> <li>・ 標準伐期などの森林の整備方法、目標ごとの森林のゾーニング、林道などの施設整備計画を定めたもの</li> </ul>
<p>長野市森林経営管理計画</p> <p>令和 7 年度～令和 11 年度 5 年ごとに計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が積極的に関わり森林の経営管理を推進する具体的な方策を定める             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林整備の推進</li> <li>2 林業従事者の確保・育成と先端技術の導入</li> <li>3 森林とのふれあいの促進</li> <li>4 木材利用の普及</li> </ol> </li> <li>・ 森林環境譲与税の計画的な活用方針</li> </ul>

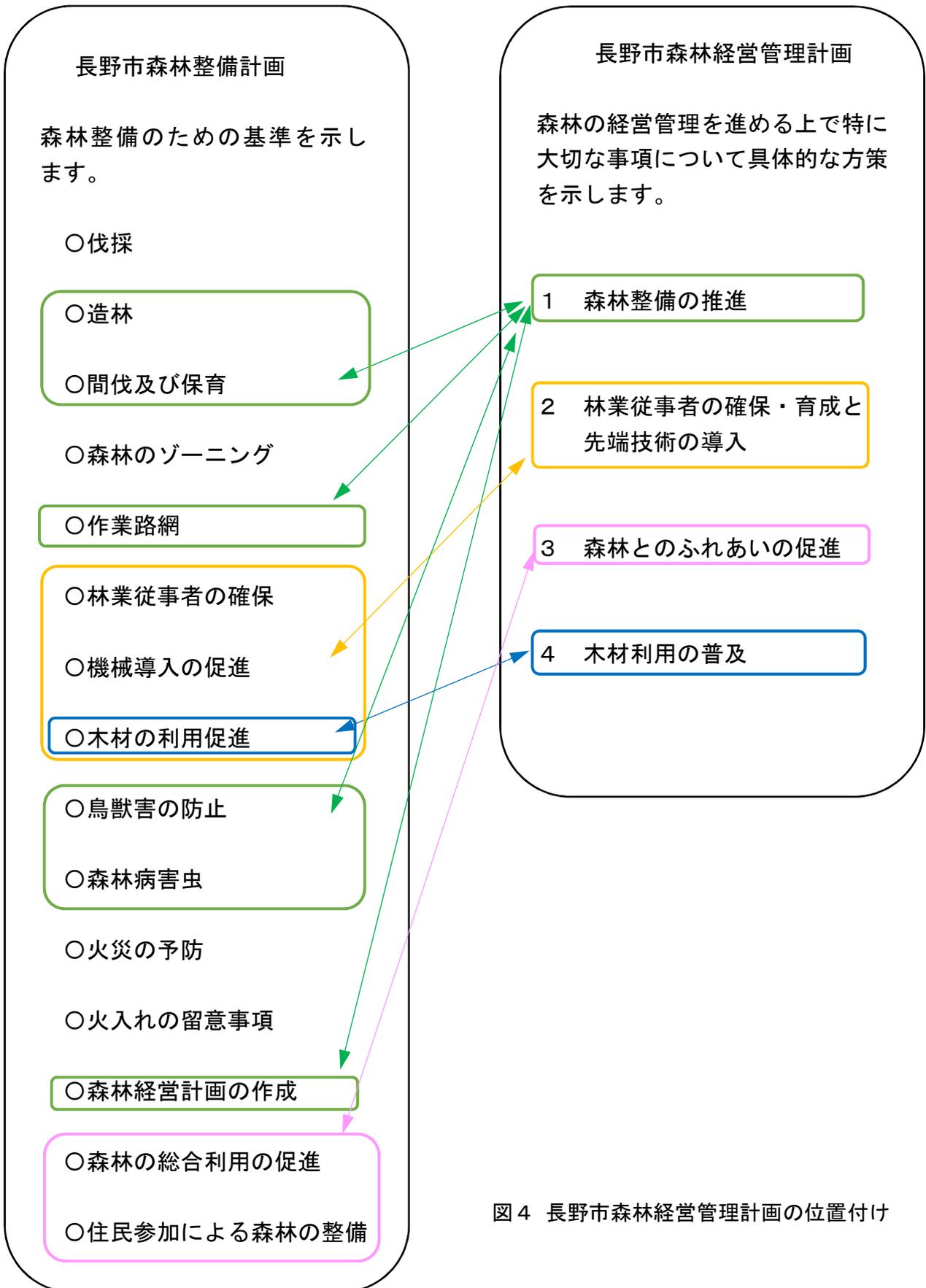


図4 長野市森林経営管理計画の位置付け

## コラム 森林の役割

森林には木材を生産する以外にも様々な働きがあり、これらを「森林の保有する多面的機能」と呼んでいます (P.1 図1 参照)。ここでは、アンケート結果 (P.2 図2 参照) での上位3つについて説明します。

### 1 山地災害防止／土壌保全機能

森林の樹冠（枝葉）により降水を遮断するとともに、表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぐ。また樹木の根が土砂や岩石等を抱えることで、土砂の崩壊を防ぐ。

### 2 地球環境保全機能

森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵することにより、地球温暖化防止に貢献している。

### 3 水源涵養機能

森林の土壌は、隙間に水を蓄え、徐々に地中深く浸透させて地下水として涵養するとともに、時間をかけて河川へ送り出している。これにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化している。

天然林は、自然の力により生育し機能を発揮しますが、人工林は、間伐等の森林整備を適切に行わないと機能を十分に発揮することができません。

## 2 森林・林業の現状

### (1) 森林資源の状況

#### ① 森林の割合

本市の森林面積は 52,453ha で、市域面積 83,481ha の 63%です。国有林を除いた民有林の面積は 41,409ha で、森林面積の約 8 割を占めています（図 5 参照）。

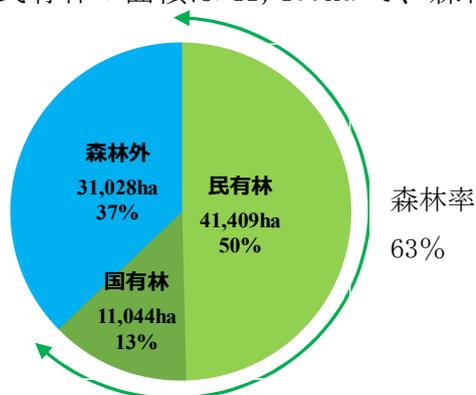


図 5 市域の森林割合

※森林外（農地、宅地、道路等）

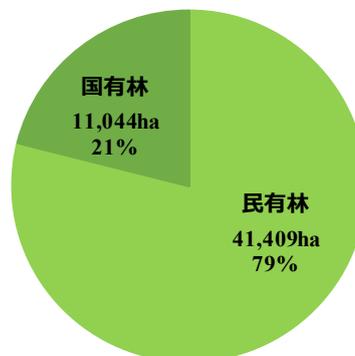


図 6 民有林と国有林の面積割合

#### コラム 国有林と民有林

国有林は国が管理している森林です。国有林を除く森林は民有林と呼ばれます。本計画が対象とする民有林は、公有林と私有林に分かれます。



国有林は国が経営管理を実施しますので、以下は民有林についての記載です。

森林は人工林、天然林及びその他（竹林、未立木地）に区分されます。

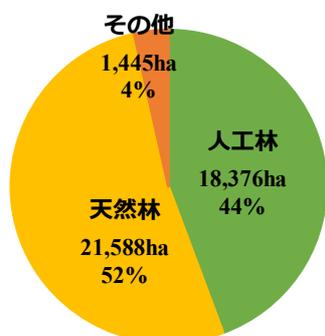


図 7 森林の林種構成

**人工林** 苗木を植えたり、種子をまいて育てた木で構成される林です。主な樹種はスギ、カラマツ、アカマツです。

**天然林** 自然に落ちた種子や土の中で休眠していた種子からの実生や切り株からぼう芽（芽吹くこと）した木で構成される林です。主な樹種はクヌギ、ナラ類、ブナです。

**その他** 竹林、未立木地（崩壊地、岩石地）です。

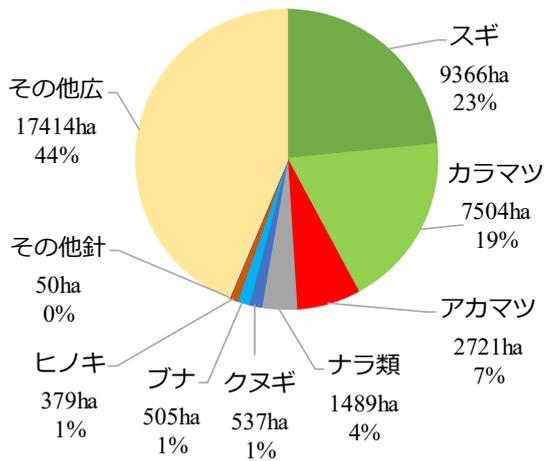


図8 森林の樹種構成

森林には様々な種類の樹木があります。スギ、カラマツ、アカマツなどの針葉樹と、クヌギ、ナラ類、ブナなどの広葉樹が半分ずつあります (図8参照)。

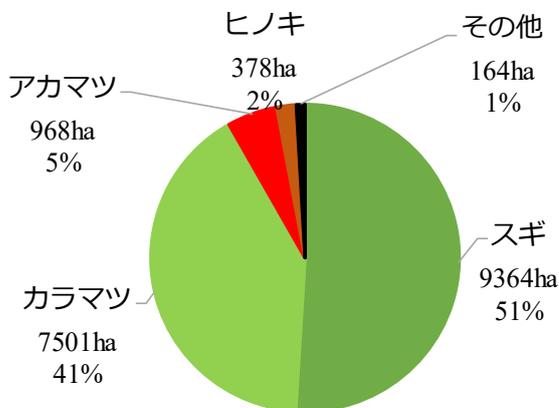


図9 人工林の樹種構成

幹が真っすぐに成長する針葉樹のうち、長野市の自然環境に適したスギ、カラマツが、柱や板として利用することを目的として多く植えられました。そのため、これらの樹種が人工林の約9割を占めます (図9参照)。

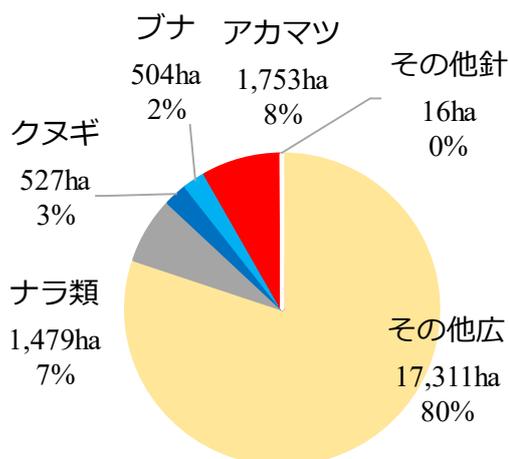


図10 天然林の樹種構成

天然林は自然に散布された種子などにより、その土地に合った樹種が生育していきます。種類は多様ですが、針葉樹ではアカマツが、広葉樹ではナラ類が比較的多くあります (図10参照)。

## ② 森林の林齢分布

戦後に植林されたスギ、カラマツ林の多くは利用が可能な 51 年生以上に生育しています。かつては薪炭林として利用されていた広葉樹は利用されなくなり、60 年から 70 年生が一番多い状況となっています（図 11、P. 46 参照）。

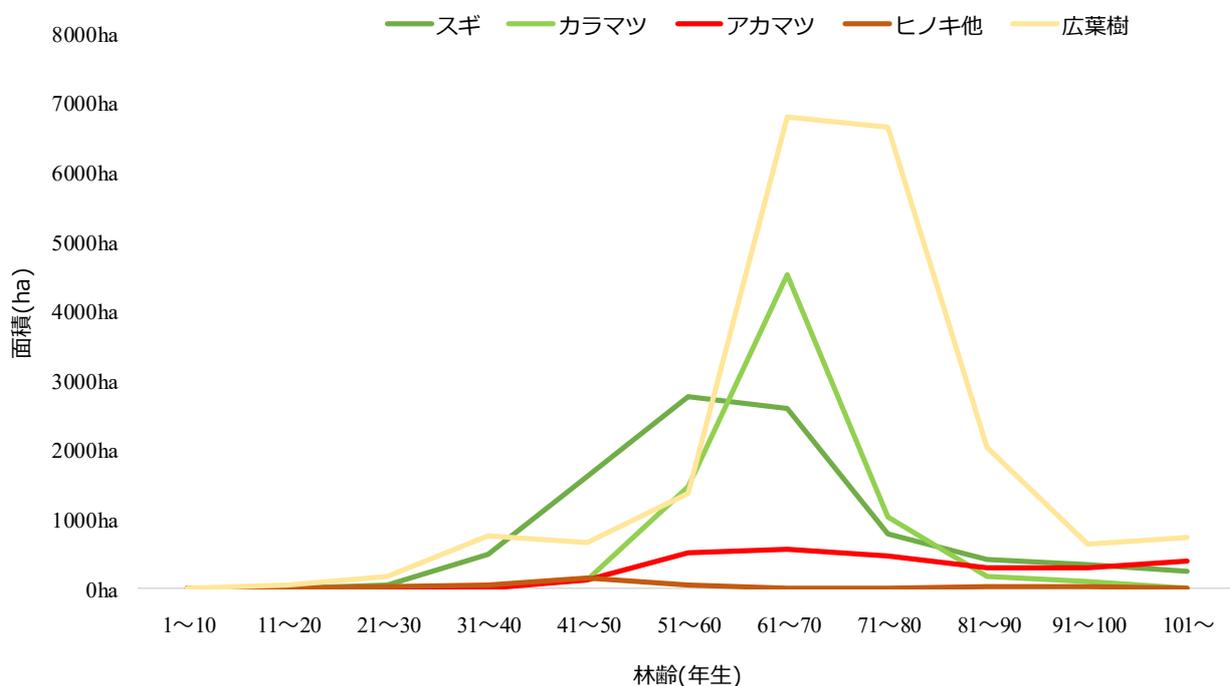


図 11 森林の林齢分布

(注) スギとカラマツ、ヒノキ等についてはすべて人工林ですが、アカマツと広葉樹については天然林と人工林の両方があります。

### コラム 林齢と樹齢

人工林については植えたときからの年数を林齢（年）として表しています。天然林については樹齢で表現することが一般的ですが、今回の計画では天然林についても林齢（年）として表記しています。天然林の林齢は上層木の平均樹齢を表しています。

## (2) 森林の所有形態と所有規模

民有林は個人、集落、団体等の私有林と、県有林、市有林、財産区有林の公有林に分けられ、このうち私有林が85%を占めています（図12参照）。

私有林の整備には森林所有者の同意が必要とされます。

私有林を所有規模でみると、1ha未満が68%を占めています（図13参照）。森林整備を効率的に進めるためにも、複数の森林による団地化を図ることが必要です。なお、高性能林業機械（P.13参照）の能力を発揮させるためには、3ha以上の団地化が求められます。

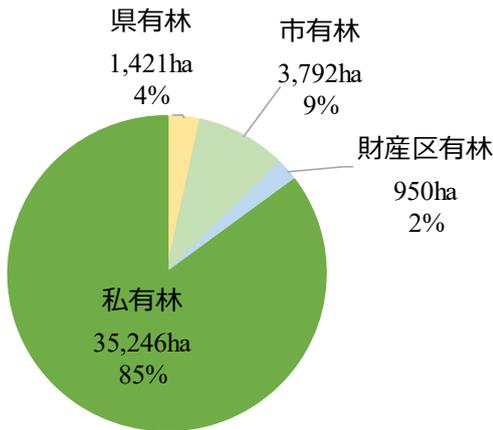


図12 民有林の所有形態

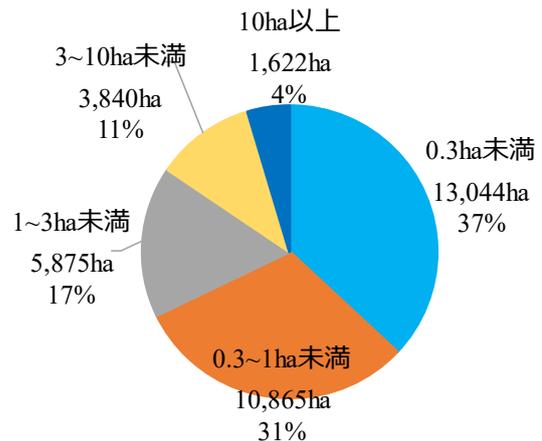


図13 私有林の所有形態

## (3) 林業の労働環境の現状

### ① 森林整備を担う林業事業体の状況

長野市の民有林の森林整備は、林業労働力の確保に関する法律の規定によって認定された4者の認定事業体（以下「林業事業体」という。）を中心に進められているほか、小規模ながらNPO法人や個人事業主による整備も実施されています（表2参照）。

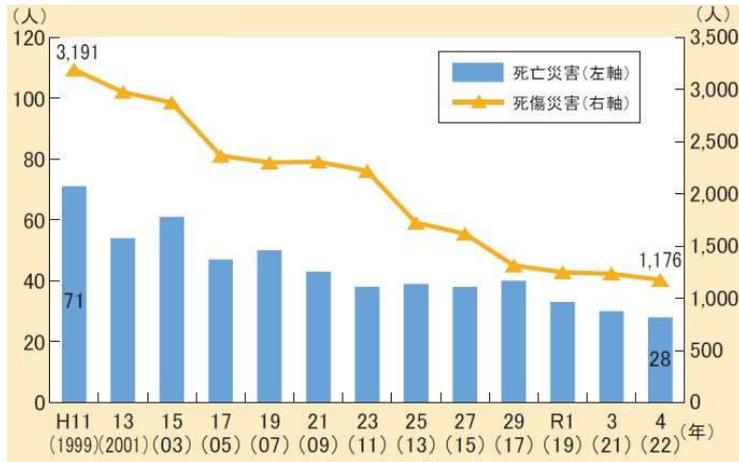
表2 市内の林業事業体の状況

事業体	事業者数	就業者数
認定事業体 長野森林組合、北信木材生産センター協同組合、 宮澤木材産業株式会社、大平林業建設	4者	91人
会社	2社	19人
個人事業主	4者	10人
NPO法人	1団体	10人
合計		130人

※（長野県 令和5年度林業事業体調査より）

② 林業労働災害の現状

作業の機械化やチェーンソー防護衣などの安全装備の普及、安全教育の浸透により、林業労働災害は長期的に減少傾向にあります。しかし、林業の死傷千人率（労働者1,000人あたり、休業4日以上死傷者数）は23.5(R4)で全産業の平均の約10倍で最も高い産業となっています（図14参照）。また、長野市の認定林業事業体の状況は図15のとおりです。



資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」、「死亡災害報告」

図14 林業における労働災害発生の推移

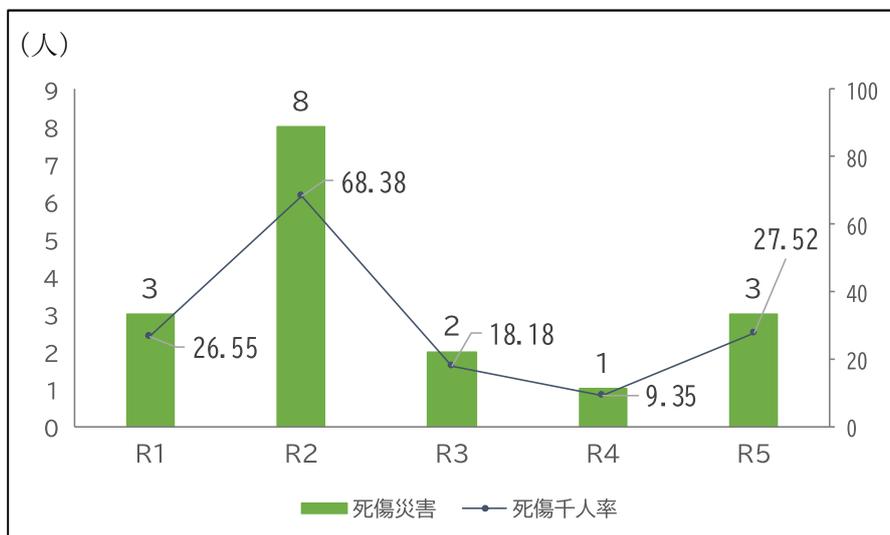


図15 長野市の認定林業事業体における労働災害発生と死傷千人率の推移

## コラム 林業就業者について

林業就業者の定着率ですが、就業から7年以上の経過で50%以下となり、長期的な人材定着が課題となっています。

### 【経過年数別定着率】

(単位：%)

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定着率	84.2	73.1	65.7	60.4	55.8	52.2	49.4	47.1	44.9	43.1

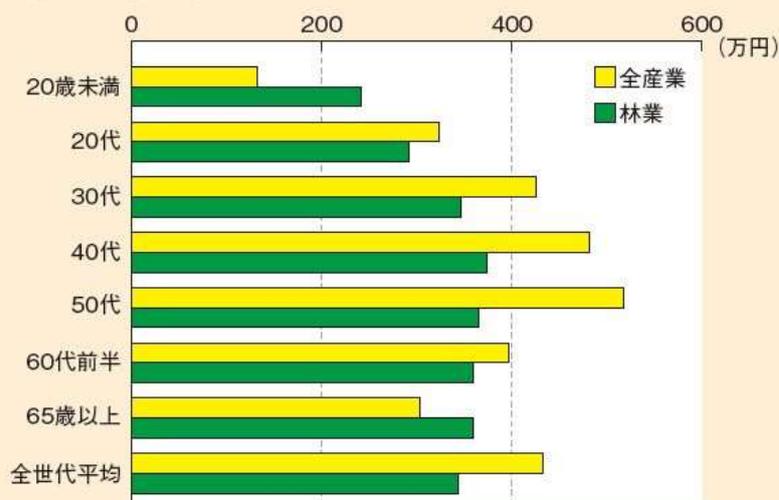
全産業と林業従事者の平均給与はH25年からH29年まで38万円上昇していますが、全産業に比べ、90万円程度低く、特に30代から50代にかけて全産業平均との差が大きく、定着率が下がる原因の1つと考えられます。

### 【年間平均給与】

	全産業	東京国税局 管内のみ	東京国税局 管内を含まず	林業
H29 (2017)	432万円	492万円	403万円	343万円
H25 (2013)	414万円	484万円	379万円	305万円

18万円UP 38万円UP

### 【年代別年間平均給与】

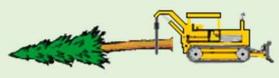
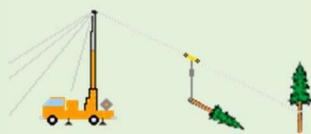


資料 森林・林業白書(R3版)より

③ 高性能林業機械の導入状況

高性能林業機械を導入することにより、生産性の向上と作業の安全が期待されます。現在、市内には以下の機械が導入されています（表3参照）。

表3 高性能林業機械の保有数

林業機械	機械の説明	外観	保有数
フォワーダ	玉切りした木材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。		14台
グラップル	木材をつかみ、集材、はい積み（土場に積み上げる事）、トラックへの積み込みを行う。		10台
プロセッサ	林道や土場などで、集材されてきた木の枝払い、長さの測定、玉切り（木材として販売する長さに切断すること）を連続して行う自走式機械。		5台
ハーベスタ	従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。		4台
スウィングヤーダ	建設用ベースマシンに木を引き出す集材用ウィンチを搭載した自走式機械。		6台
ブルドーザ・スキッド	丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。		1台
フェラーバンチャ	立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。		1台
タワーヤーダ	簡便に架線集材（ワイヤーを張り、木を吊り下げて空中で集材すること）できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。		1台

※保有数は主要な林業事業者が市内の森林整備に導入している台数

※イラストおよび説明文は、一部を除き林野庁ホームページより抜粋（一部改変）

#### (4) 森林整備の状況

植林された人工林の整備は補助事業を活用しながら実施されています。整備には下草刈り、枝打、間伐などがありますが、今一番必要なのが間伐です。間伐を実施すると、林の中が明るくなり、自然に生えてきた草や低木が土壌を守り、様々な公益的機能を発揮します (P. 55 参照)。

平成 28 年度からの間伐の実績は次のとおりです (表 4 参照)

表 4 間伐の実績

		H28	H29	H30	R 1	R2	平均 (H28-R2)
間伐 面積 (ha)	切捨て	306	261	183	140	119	202
	搬出	95	120	125	66	59	93
	合計	401	381	308	206	178	295
搬出割合 (%)		24	31	41	32	33	32
搬出材積 (m <sup>3</sup> )		9,938	9,345	13,783	6,867	9,773	9,941

		R3	R4	R5	平均 (R3-R5)
間伐 面積 (ha)	切捨て	45	105	67	72
	搬出	49	74	35	53
	合計	94	179	102	125
搬出割合 (%)		52	41	34	42
搬出材積 (m <sup>3</sup> )		6,318	10,409	6,895	7,874

※搬出割合は R3-R5 平均で 42% ですが木材の利用を進めるために増やす必要があります。

※搬出割合は、全体の間伐面積に対する搬出間伐面積の割合です。

また、主伐のみでは補助事業の対象外になりますが、主伐の実績及び造林の実績は次のとおりです（表5、表6参照）。

表5 主伐の実績

		H28	H29	H30	R 1	R2	平均 (H28-R2)
主伐 面積 (ha)	皆 伐	9	27	15	18	30	20
	択 伐	3	7	8	9	9	7
	合 計	12	34	23	27	39	27

		R3	R4	R5	平均 (R3-R5)
主伐 面積 (ha)	皆 伐	25	17	14	18
	択 伐	1	1	0.1	0.7
	合 計	26	18	15	20

※主伐面積の実績は「伐採及び伐採後の造林の届出書」による面積です。

※択伐の定義は長野市森林整備計画に定めた定義です。（P61参照）

表6 造林の実績

	H28	H29	H30	R 1	R2	平均 (H28-R2)	再造林の 割合
造林面積 (ha)	1	0	1	0	13	3	11%

	R3	R4	R5	平均 (R3-R5)	再造林の 割合
造林面積 (ha)	2	2	0.1	1.4	7%

※造林面積の実績は「伐採及び伐採後の造林の届出書」による面積です。

### 3 第1期計画における取組の評価

本計画では進捗管理と評価、見直し（PDCA サイクル）を実施することとしています（PDCA サイクルの Check 評価、P. 51 参照）。第1期の計画の実行後の評価は以下のとおりです。

#### (1) 間伐、主伐、造林の実績と目安に対する達成状況

間伐（搬出割合）、主伐（主伐面積）、造林（造林面積、再造林割合）についての実績と目安に対する達成状況は以下のとおりです（表7参照）。

主伐面積、造林面積、再造林割合が令和6年度の目安に達成していません。このことは、主伐による収入が少ないため、主伐を控えることと、主伐後の再造林に投資することができない状況であるためと考えます（P. 17 コラム参照）。主伐と造林の目安については見直す必要があります。

間伐（搬出割合）については令和6年度の目安には達成していますが、間伐面積は減少しています（P14 表4参照）。間伐の指標については見直す必要があります。

表7 間伐、主伐、造林の実績

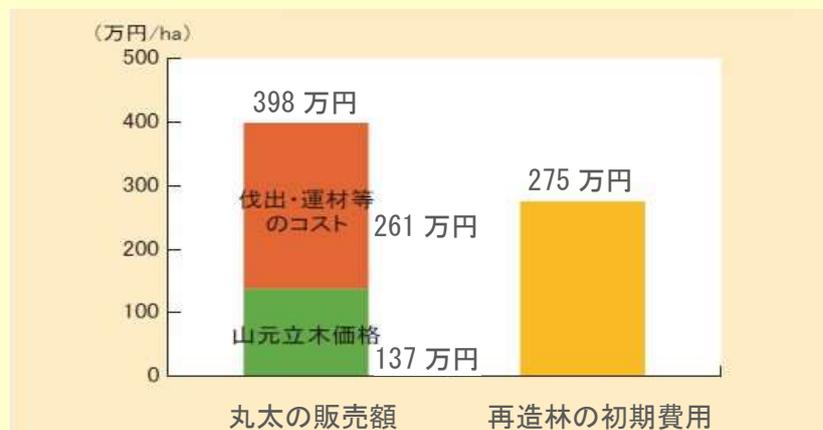
項目	間伐	主伐	造林	
指標	搬出割合	主伐面積	造林面積	再造林割合
令和6年度の目安 (目標)	40%	35ha	7ha	20%
令和3年度	52%	26ha	2ha	8%
令和4年度	41%	18ha	2ha	11%
令和5年度	41%	15ha	0.1ha	0.7%
令和3年度～ 令和5年度の平均 (実績)	42%	20ha	1.4ha	7%
達成率	105%	57%	20%	35%

## コラム 現在の主伐と再造林の収支イメージ

50年生のスギ人工林を主伐した場合、次の試算結果のとおり森林所有者の販売収入は137万円/haとなり、造林初期費用275万円/haを下回っている状況です。

### [試算結果]

丸太の販売価格	398万円/ha
伐出・運材等のコスト	△261万円/ha
山元立木価格（森林所有者の販売収入）	137万円/ha



注1：縦軸はスギ人工林(50年生)のha当たりの算出額。

2：造林初期費用は令和5(2023)年度標準単価より試算(スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400m)。

3：山元立木価格及び丸太価格は315m<sup>3</sup>/haの素材出材量と仮定して試算。

資料：農林水産省「令和5年木材需給報告書」、一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」(令和5(2023)年)

資料 森林・林業白書(R6版)より一部加工

(2) 4つの基本方針の主な取組の実績と達成状況

森林経営管理を進めるための4つの基本方針の主な取組の実績と達成状況は以下のとおりです（表8参照）。

森林整備の推進について年間の森林整備面積が令和6年度の目安に対して51%の状況です。このことは、主伐が行われないため（P.15表5参照）、造林や下刈りという整備が増えていかないことと、主な森林整備である間伐が進まなかったため（P.14表4参照）と考えられます。

表8 基本方針の取組の実績

基本方針	森林整備の推進	林業従事者の確保・育成と先端技術の導入	森林とのふれあいの促進	木材利用の普及
指標	森林整備面積 (年間) (※)	新規雇用者数 (年平均)	森林体験者数 (年間)	公共施設に設置する木製品の木材 使用量(年間)
令和6年度の目安 (目標)	240ha	5人	2,150人	2.5 m <sup>3</sup>
令和3年度	100ha	4人	632人	3.4 m <sup>3</sup>
令和4年度	158ha	6人	2,313人	1.5 m <sup>3</sup>
令和5年度	107ha	9人	3,219人	1.3 m <sup>3</sup>
令和3年度～令和5年度の平均 (実績)	122ha	6人	2,055人	2.1 m <sup>3</sup>
達成率	51%	120%	96%	84%

※森林整備面積には、造林、下刈り、間伐等全ての整備が含まれています。

(3) 森林環境譲与税事業の実績と活用状況

森林環境譲与税を活用した4つの基本方針の主な取組の実績と活用率については以下のとおりです(表9参照)。

これまで、活用しなかった譲与税については、森林づくり基金へ積立てていましたが、令和6年度予算では森林づくり基金を取り崩して(963万円)森林整備等へ活用しています。

表9 森林環境譲与税の活用実績

(単位:万円)

基本方針	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	予算
(1) 森林整備の推進						
・森林経営管理事業	1,437	903	1,500	1,820	1,500	1,540
・森林づくり・活用事業等	6,962	6,000	7,000	7,857	8,700	9,887
(2) 林業従事者の確保・育成と先端技術の導入						
・フォレストワーカー育成事業等	1,050	789	2,050	1,244	3,100	2,360
(3) 森林とふれあいの促進						
・森林体験事業等	375	194	400	256	400	1,825
(4) 木材利用の普及						
・市産材普及事業等	264	484	500	671	500	1,624
<b>計</b>	<b>10,088</b>	<b>8,370</b>	<b>11,450</b>	<b>11,848</b>	<b>14,200</b>	<b>17,236</b>
<b>活用率</b>	<b>83%</b>		<b>103%</b>		<b>121%</b>	
森林づくり基金積立	2,312	4,299	950	821	1,018	-963
<b>合計</b>	<b>12,400</b>	<b>12,669</b>	<b>12,400</b>	<b>12,669</b>	<b>15,218</b>	<b>17,236</b>

## II 森林経営管理計画

### 1 森林経営管理の将来像と基本方針

#### (1) 森林経営管理の将来像

森林には天然林、人工林があります。天然林は自然に対応して生育していきますが、人工林では「植える→育てる→収穫する→適材適所で使う」のサイクルを適正に行うことにより、木材生産(森林経営)が可能となります。この適正な木材生産を続けていくことは、森林の持つ公益的機能の発揮にもつながります。また、積極的に木材利用をして、森林経営のための管理サイクルを進めることにより、育てた分を収穫するバランスのとれた状態を目指します。天然林については自然の力による生育とし、森林浴や登山、キャンプなどの保健・レクリエーションの場としての活用を図ります。これらから、森林経営管理の将来像を「健全な森林を育み、楽しみ、活用する」とし、健全な森林の経営管理による公益的機能の発揮と、持続可能な木材生産を推進し、やりがいのある誇るべき産業としての林業振興を図るとともに、市民が直接森林を活用して楽しみ、森林の恵みを実感することができる地域を目指します(図16参照)。

#### 健全な森林を育み、楽しみ、活用する



図16 森林経営管理の将来像のイメージ  
林野庁ホームページより(一部加筆)

## (2) 森林経営管理の基本方針

森林経営管理の将来像「健全な森林を育み、楽しみ、活用する」を実現するために4つの基本方針を定めます(図 17 参照)。

### ① 森林整備の推進

管理が十分でなく手入れが必要な人工林を整備します。

### ② 林業従事者の確保・育成と先端技術の導入

森林整備を進めるための従事者の確保と育成を図るとともに、先端技術を導入し、スマート林業を進めます。

### ③ 森林とのふれあいの促進

市民全体の森林と林業に対する関心を高めるために、森林とのふれあいを促進します。

### ④ 木材利用の普及

木材利用を進めるため、製材・合板用の利用に加えバイオマス利用の拡大や、公共施設への木製品の設置を進めます。

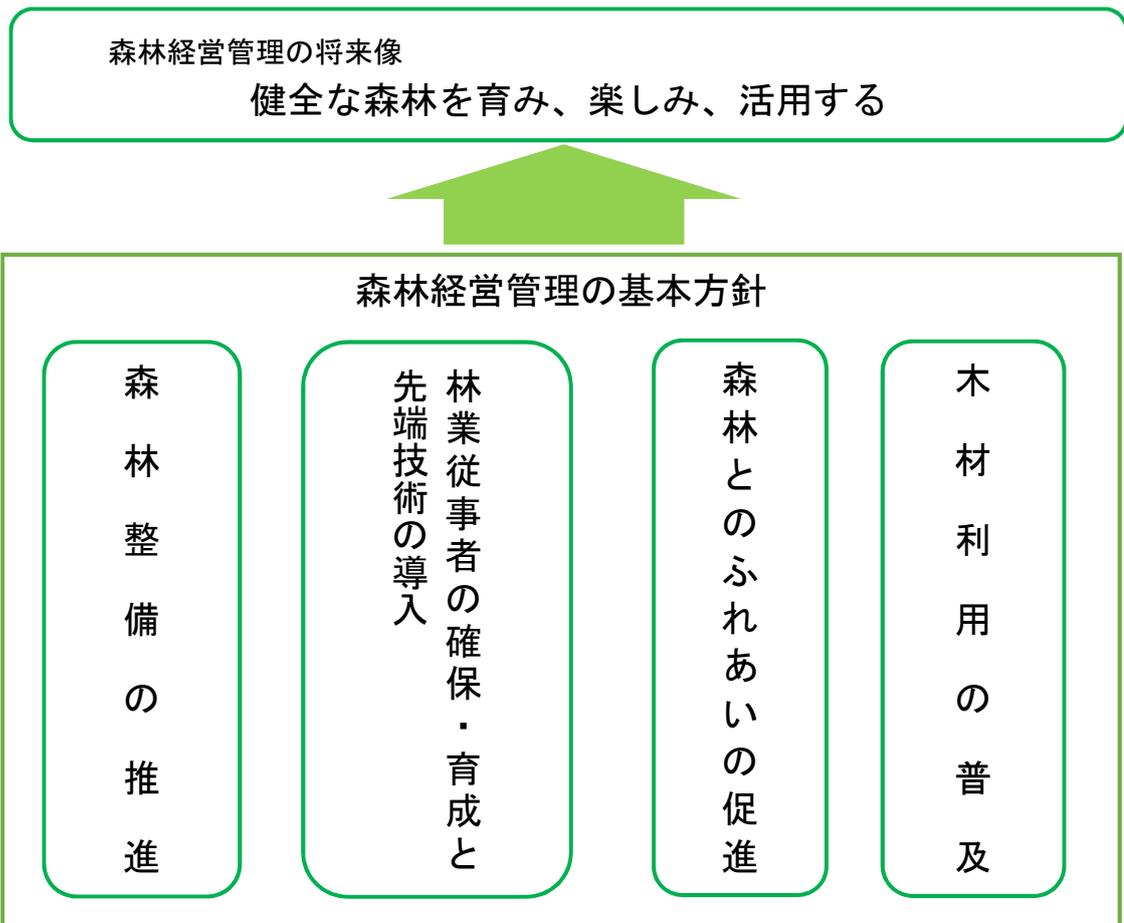


図 17 森林経営管理の将来像と基本方針

## 2 基本方針を具現化するための方法

本計画では、P D C Aサイクルにより計画を見直します（P. 51 参照）。

前計画の評価結果（P. 16 参照）と新たな課題に対応していくため計画内容の改善を実施します（P D C Aサイクルの Action 改善、P. 51 参照）。

これまでの取組をさらに進め、新たな課題に対応するため、4つの基本方針について次のとおり新規事業に取り組みます。

- （1）森林整備の推進
  - ・ 林道の整備
  - ・ 森林病虫害と鳥獣被害の対策
  - ・ ライフライン等の保全対策
  
- （2）林業従事者の確保・育成と先端技術の導入
  - ・ フォレストワーカーの育成推進
  - ・ スマート林業の推進
  
- （3）森林とのふれあいの促進
  - ・ 学んで使おう木育プロジェクトの実施
  - ・ ながの森林・林業フェアの開催
  
- （4）木材利用の普及
  - ・ 信州ウッドコーディネーター制度の活用

上記の新規事業を含め、第1期計画の取組を改善した第2期計画の取組内容の詳細を次ページ以降に記載する（P. 23 参照）。

## (1) 森林整備の推進

### (ア) 森林整備団地による施業の集約化

本市の森林所有形態は小規模・分散型であるため、多くの森林をまとめて施業の集約化を図る必要があります(森林整備団地の作成)。林業事業者が行う森林整備が進まない原因が、森林の境界がわからなかったり、森林所有者が不明である点であることを踏まえて、以下の方法により市が積極的に関与して、森林整備を進めます。

また、境界を明確化する手法として地籍調査があります。関係課及び関係機関と連携し、森林での調査を進めます(図18参照)。

- ① 市と林業事業者が協力して森林整備団地を作成する。
  - ア 森林整備が必要な森林を調査し、団地の区域を設定します。

団地の規模は森林経営計画が認定できる規模(国庫補助事業の対象)を目標とし、森林経営計画による経営管理を進める。
  - イ 団地内の森林所有者を調査します。
  - ウ 森林所有者に対して説明会等で森林整備を実施する合意形成を図り、補助事業の活用に必要な協定を締結します。
- ② 森林所有者と林業事業者で森林整備の契約を締結します。(エ)
- ③ 林業事業者は補助事業を活用して森林整備を実施します。(オ)
- ④ 林業事業者は森林整備の実施後も継続的に森林整備団地の状況を把握し、森林の経営管理を行う。

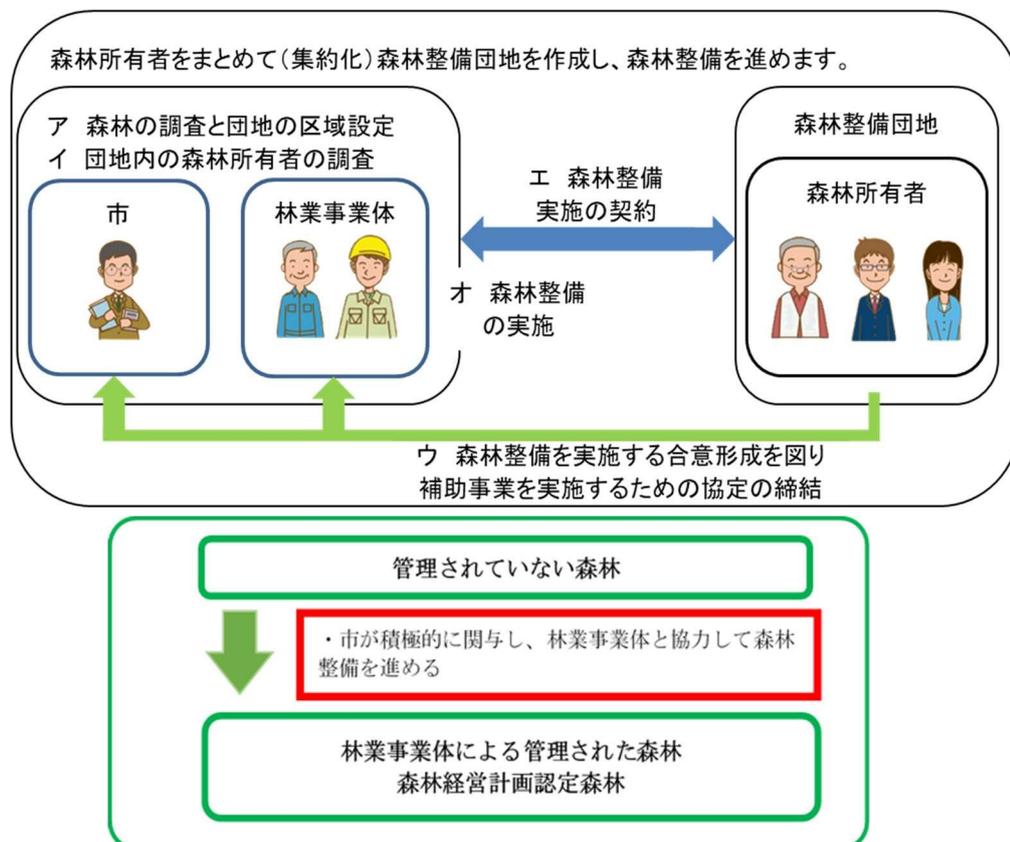


図18 森林整備を進めるための方法のイメージ図

⑤ 森林整備団地の作成状況

森林整備団地は平成 25 年度から作成されています。団地の計画期間は5年間で、すでに計画期間が終了した団地の更新と新たな団地を作成していきます(図 19、表 10 参照)。

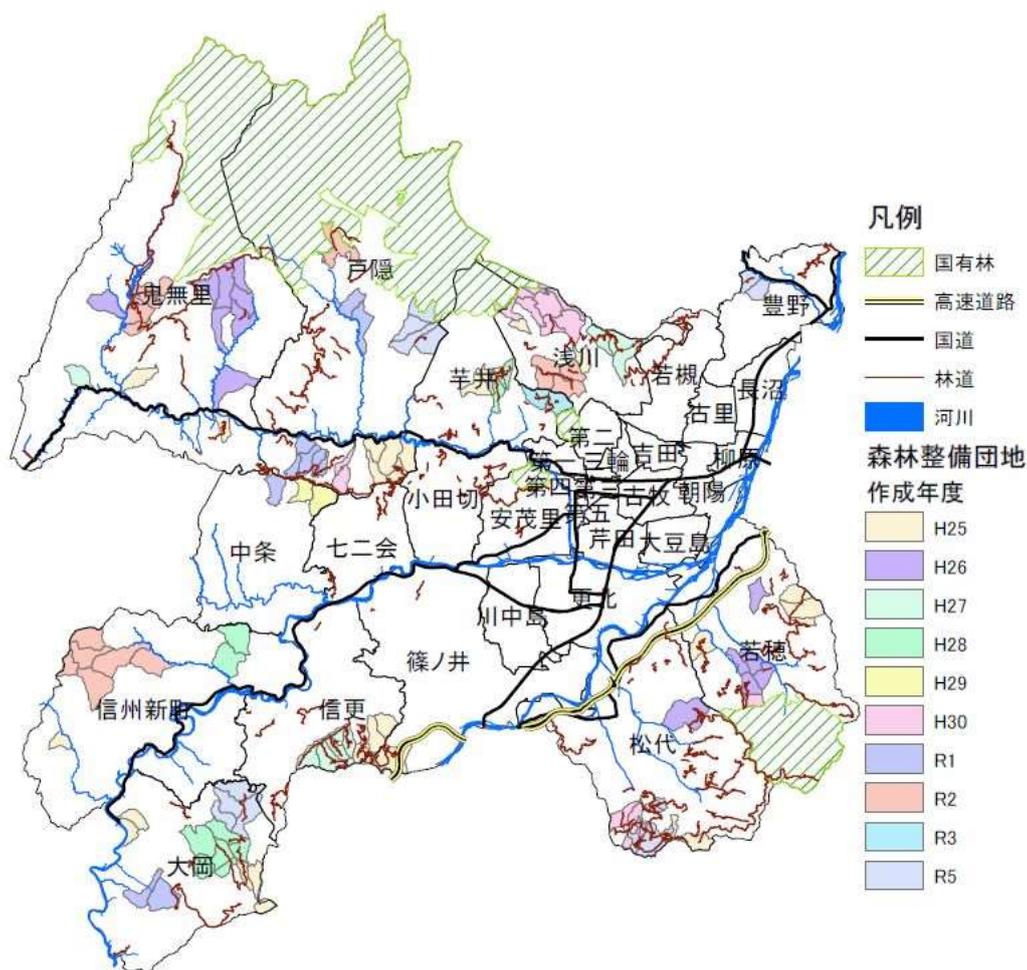


図 19 森林整備団地の作成状況

表 10 森林整備団地の作成状況

認定年度	団地数	区域面積(ha)	協定面積(ha)
H25	15	2,428	1,518
H26	7	1,443	971
H27	3	566	348
H28	3	567	366
H29	2	147	123
H30	6	1,059	618
R1	5	581	337
R2	4	1,095	701
R3	1	117	60
R4	0	0	0
R5	5	750	518
計	51	8,753	5,560

### (イ) 林道の整備 (R6 新規事業)

林道は、伐採した木の搬出や森林整備を行う人や資材運搬などの林業活動を行うために開設した道路であるが、近年は自然志向の高まりから登山や森林浴などレジャー目的で林道を利用する一般車両が増加しています。

一般車両の通行が多い林道の舗装化を進めるとともに、側溝の整備により排水機能を回復させ林道の保全と車両通行の安全を確保します。

また、林道を利用する際の注意事項を明示するため、各林道に注意看板を設置します。



図 20 林道整備のイメージ図

表 11 林道の整備状況 (R6. 4. 1)

路線数	総延長(m)	舗装延長(m)
146	321,937	165,804

### (ウ) 森林病虫害と鳥獣被害の対策 (R5, R6 新規事業)

代表的な森林病虫害である、松くい虫の被害については、平成6年度の約2万m<sup>3</sup>をピークに減少し、平成29年度までは、2,000m<sup>3</sup>前後で推移していたが、平成30年度から被害量は増加しています。(図21参照)

急激な被害の拡大を防ぎ、被害面積の大きな枯損によって、森林の公益的な機能が失われないように、既存の国庫補助事業に加えて、森林環境譲与税を活用して、被害木の伐倒処理を令和5年度から実施しています。

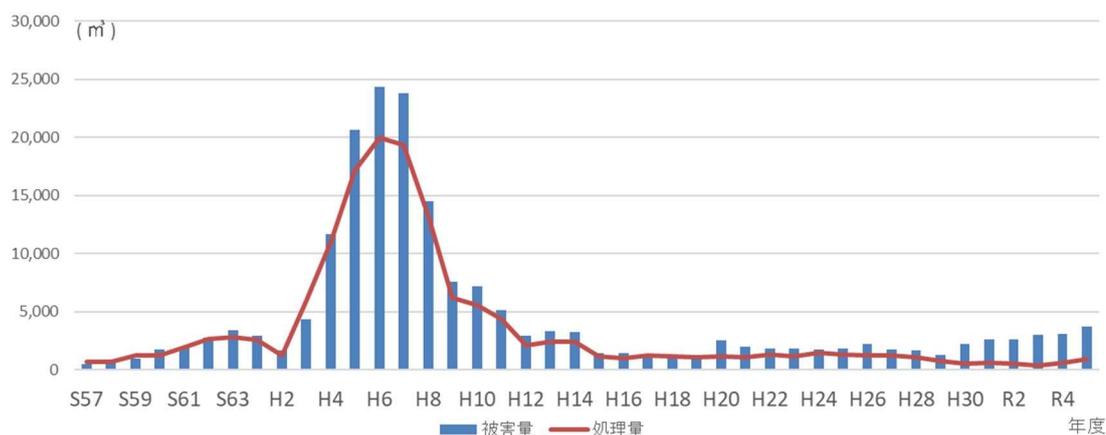


図21 松くい虫被害量、処理量の推移

また、鳥獣被害については、シカ等による造林した木への食害が発生しています。今後、木材を利用するために、皆伐後の再造林を進めていくためには被害防止の対策が必要です。しかしながら、市内で行われる皆伐は面積が小さく、既存の国庫補助事業の対象とならない規模の場合もあるため、令和6年度からは森林環境譲与税を活用して、これらの小規模にも対応できる補助事業を整備しています。

### (エ) ライフライン等の保全対策事業 (R6 新規事業)

倒木等による停電や、道路の通行止めの発生が増えています。電線、道路(市)、水道施設等のライフライン、社会福祉施設、学校、医療施設等の公共施設に隣接する森林で倒木等による被害を未然に防ぐため、被害を及ぼす恐れのある立木竹又は枯損木を伐倒します。

## (2) 林業従事者の確保・育成と先端技術・管理手法（スマート林業）の導入

林業事業体の強化、多様な林業事業体の育成、スマート林業を進めることにより、新規の従事者を確保・育成します（P. 29 図 22, P. 30 表 12 参照）。

### ① 林業事業体の強化

森林の経営や管理を行っていくうえで、間伐等の作業を実施する技能職員及び森林施業の集約化を行う技術職員の十分な確保と、木材生産の効率化を図るための高性能林業機械の導入により林業事業体を強化していくことが必要です。また、長野森林組合は長野市周辺の9市町村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町）を範囲としており、新規従事者の支援についてはこの範囲を対象としていきます。

#### ア 新規就業者の確保・育成

森林の経営管理を推進するには、現場で作業を行う技能職員はもちろん、森林の調査と事業計画作成、森林所有者への事業提案を行う技術職員の確保と育成が重要となります。特に、現場での作業においては、安心して作業を任せられるようになるためには、最低でも5年以上かかるため、育成には時間がかかります。そのためには、危険で低賃金という林業労働の待遇を改善する必要があるため、令和3年度から長野市フォレストワーカー育成事業により、新規従事者と雇用する林業事業体への補助を実施しています（P. 41 参照）。

また、長野市フォレストワーカー育成推進事業により、森林・林業に携わる仕事の魅力を高校生にPRするとともに、林業事業体が実施するインターンシップを支援します（R6 新規事業 P. 41 参照）。

#### イ 高性能林業機械の導入

森林の経営管理を効率的に推進するためには、性能の良い林業機械の活用は欠かせません。また、成熟して大径化する立木を取り扱うためには、大型の機械が必要となります。反対に、里山地域の零細な森林ではアクセス道路が狭いこともあり、小型の林業機械や架線集材機、小型トラックなどの配備が必要となります。現場の条件に応じて、最適な機械を組み合わせることで生産性の向上を図ります（P. 13 参照）。

#### ウ 経営の安定化のための事業地の確保

林業事業体の経営を安定化し、アやイを進めるためには、事業地を確保しなければなりません。森林整備が必要な森林を集約化し、計画期間が5年の森林経営計画の作成を支援することにより事業地の確保を行います。

### ② 多様な林業事業体の育成

森林をとりまとめて大規模な整備を行う場合は、大型の機械を保有し、作業効率がよい大きな林業事業体が有利になります。しかし、森林の中には、大型機械の侵入が困難な小規模な森林も多いため、トラックと

チェーンソーだけで作業を行う小規模な林業事業体にも活躍の場が見込まれます。また、市民が森林整備を行う森林ボランティアは、森林整備作業を身近なものとして広く普及させる効果があります。大小様々な林業事業体が育つことにより、コスト面や品質で健全な競争が生じ、森林所有者の利益につながります。このような国や県の補助対象外となる小規模の森林整備に対しては、長野市森林づくり・活用事業により支援します（P. 39 参照）。

### ③ 先端技術・管理手法（スマート林業）の導入

林業を魅力ある産業にしていくため、労働負荷の軽減や、災害発生率の低減が求められており、先端技術を活用したスマート林業の推進により労働生産性と収益性を高めて賃金の上昇につなげていくことが重要です。

そのため、スマート林業推進事業により、林業事業体がドローンを活用して行う森林整備団地での森林資源の解析を支援します。（R6 新規事業）

また、ICT の導入は、効率的なサプライチェーンの構築に寄与することが期待されますが、先端技術や新しい管理手法は、研究段階のものもあることから、地域特性等を十分に踏まえて導入を検討します（P. 30 表 12 参照）。

#### （注）フォレストワーカー（林業作業士）

林業に必要な基本的な知識や技術、技能を習得し、安全で効率的な林業を行う基礎を身につけた林業従事者

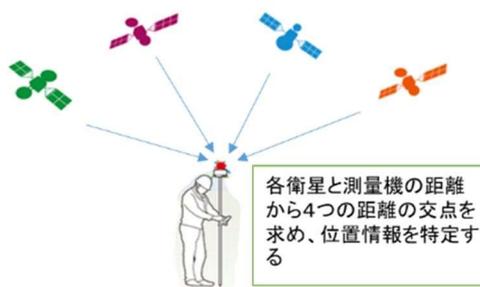
### ドローンを使用した森林解析



ドローンで森林のデータを取得し、解析を行い、森林の資源量を計測する。

森林の中へ入らなくてもおよその資源量を把握できる。

### 衛星を利用した測量



衛星を利用することにより、位置情報がわかるため、地図上に場所を落とせる。一人で測量ができる。

### 木材検収システム



スマホで計測したり、計測した数値を入力することにより、伐採した木材の量を集計できる。

図 22 現在導入されている機器

表 12 先端技術・管理手法の事例

分野	検討項目	概要
調査 ・ 情報活用	GIS の活用	森林経営管理に関する情報を GIS 上で管理し、共有して効率的な森林整備につなげる
	ドローンの活用	森林調査にドローンを使用し、迅速な調査を行う
	衛星画像の活用	短期間で更新できる衛星画像を活用し、森林調査や施業実績の管理を行う
	森林情報資産の活用	長野県の CS 立体図やレーダーによる立木調査結果を活用する
	木材検収システムの活用	伐採～造林～検知～運材の過程に ICT を導入した検収システムを活用する
造林 ・ 保 育	コンテナ苗の活用	苗木の生産効率や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を活用し、伐採と機械地拵え、造林を同時に行い、地拵えのコストを下げる
	低密度植栽	通常 1 ha に 3,000 本ほど植える苗木の数を半分以上に減らし、植栽コストと間伐コストを下げる
	下刈りの省略	通常は植林から 5 年ほど毎年行う下刈りの回数を減らすことで、下刈コストを下げる
	天然更新による広葉樹林化	人工林において天然更新による広葉樹林化を進める
	早生樹の植林	生育が極めて速い樹種を植林する
	長伐期択伐施業の導入	通常の 2 倍以上に主伐の時期を延ばし、間伐や択伐を繰り返し行い、天然更新により造林のコストを下げる
	将来木施業の導入	育成木を育てることを主眼とした長伐期・択伐施業を行い、近自然的な森林管理を行う
林業機械	林業機械の自動化	GPS によって自動運転する林業機械を導入する
	林業機械の高性能化	様々な現場に対応し、効率の良い林業機械を導入する
	索道システムの復活	急傾斜地での小面積の皆伐などに対応できる簡便な索道システムを導入する

### (3) 森林とのふれあいの促進

公的な資金を投入して森林の経営管理を進めていることに対する理解と、市が推進する森林経営管理事業への協力を得るためには、市民全体の森林と林業に対する関心を高める必要があります。また、森林は散策、森林浴、バードウォッチング、山菜採り、きのこ狩り、狩猟などの様々なレジャーの場となりますが、森林の楽しみ方を熟知している市民は多くありません。森林とのふれあいを促進し、森林の良さや林業の現場を体験する事業を実施します（図 23 参照）。

#### ① 森林体験事業

市が森林体験のフィールドを提供し、指導を行います。また、必要に応じて森林体験活動を希望する団体に森林ボランティア団体を紹介し、森林体験のフィールドとして、長野市上ヶ屋に「体験の森」を整備しています。また、長野県の仲介で企業と「森林（もり）の里親契約」を締結し、社員が社会貢献活動として森林整備を実施しつつ、森林に対する理解を深める活動も実施しています。

若年層に対しては、市内の小中学校に結成された「みどりの少年団」に補助金を交付し、森林を中心として広く緑とふれあう活動を進めています。



みどりの少年団による間伐体験



趣味の林業講座

図 23 森林体験の様子

#### ② 森林とふれあい体験事業

市民が森林とふれあう機会を増やし、森林とのふれあいの架け橋となる森林ボランティア団体等を育成するために、森林とのふれあいを推進するイベントに対して、補助金を交付します。

また、より幅広い市民に森林とふれあうきっかけとなる新しい体験会を実施します（P. 41 参照）。

### ③学んで使おう木育プロジェクト（R6 新規事業）

国では、木材利用に関する市民の理解を深めるために、子供から大人までが木に触れながら木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進しています。

本市では、学んで使おう木育プロジェクトにより、すべての年代で森林や木とふれあえるメニューを準備し、木育を全市民に広めることに取り組んでいます。

#### （ア）未就学児

- ・おもちゃで遊ぼう木育事業
- ・絵本で学ぼう森の絵本事業

幼児期から木材や森林に触れ、五感を通して木材の良さを体感することで、森林への興味を抱いてもらえるよう、市内の保育園、幼稚園等に木のおもちゃと、森林に関する絵本を配布します。

#### （イ）小・中学生

- ・みどりの少年団活動支援事業
  - ・森林体験（植樹、間伐、ウッドクラフト、森林観察）
- みどりの少年団の活動や森林体験を支援します。

#### （ウ）高校生

- ・森林・林業PR事業
- ・箸づくり、椅子づくり体験事業

森林・林業の大切さをPRするため、長野県林業大学校をPRしたり、箸づくりや椅子づくりを体験して、木材利用について学びます。

#### （エ）学生・社会人

- ・インターンシップ支援事業
- ・フォレストワーカー育成事業
- ・森の里親制度

インターンシップや林業への就業を支援するとともに、森の里親制度により、企業による森林整備を支援します。



図 24 保育園等へ配布する積み木

## コラム 新たな森林とのふれあい活動

森林を活動の場とする野外活動は多数ありますが、アウトドアブーム、キャンプブームにより、本格的な自然志向を持つ人が増加しています。

森林の恵みを直接体験する活動として、ブッシュクラフトとグリーンウッドワークの体験を実施しています。

### ブッシュクラフト

最低限の道具を使用して、自然の中で生活する技術を身につける野外活動のことです。

近年、書籍や動画などで注目され、愛好者が増加しています。森林の中での活動が中心となるため、森林とふれあい、森林のことを学ぶ機会となることが期待されます。



森の中で火起こし

### 技術の例

- ・ ナイフなどの刃物の使い方
- ・ 火の起こし方
- ・ 隠れ家(シェルター)の作り方
- ・ 食べられる動植物、薬草

### グリーンウッドワーク

伐採したばかりの生木を、ナイフや斧などの手道具で加工し、スプーンや器などのカトラリーや椅子などの家具を作成します。

動力機械を使用しないので、手軽に始めることができます。

森林と市街地のアクセスが良く、生木を調達しやすい長野市に適した工芸です。現在需要が少ない、直径の細い広葉樹材の有効活用につながるほか、地域の森林に目を向ける機会となります。



グリーンウッドワークのスプーン

#### (4) 木材利用の普及

持続可能な森林経営管理を進めるためには、収穫した木材の利用が欠かせません。建築・土木分野における利用のみならず、木質バイオマスの利用もあります(図 25 参照)。

多様な利用を進めるとともに、公共施設へ木製品を設置し、市民への普及に取り組みます。

##### ① 木材流通の現状

長野市及び周辺地域の木材は、長野県森林組合連合会が設置する北信木材センター(木材市場)が流通の起点となっています。ウッドショックの影響などで、令和3年以降は木材取扱量は伸び悩んでいます。年間 80,000 m<sup>3</sup>の取扱いを目標としています(表 13 参照)。

表 13 北信木材センターの木材取扱量

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	年間目標
木材取扱量	74,000 m <sup>3</sup>	73,000 m <sup>3</sup>	64,000 m <sup>3</sup>	80,000 m <sup>3</sup>

表 14 令和5年 北信木材センターの用途別割合

用途	割合
合板用材	60%
製材	20%
バイオマス・チップ材	20%

市場で流通している木材の用途別では合板用材が60%と多くを占めています(表 14 参照)。

表 15 令和5年 北信木材センターの樹種別割合

樹種	割合
スギ	66%
カラマツ	32%
その他	2%

市場で取り扱われる木材の樹種別ではスギが66%を占めています。取引される樹種はスギ、カラマツで98%を占めています(表 15 参照)。

径ごとに分けられている様子



材木が積まれている様子



図 25 市場の状況(北信木材センターより提供)

## ② 木材需要の創出

伐採された木は丸太のサイズや形状によりA材、B材、C材、D材に分けられます。A材、B材は従来からの製材用、土木用材用、合板用に利用されます。

市内には平成24年に木質バイオマス発電所が竣工し、これまで利用されなかったC材、D材の利用が進んでいます。また、長野市は令和3年度に「バイオマス産業都市」に認定されました。木質バイオマス利用促進として製材所から発生するおが粉を利用したペレットの製造や、薪ストーブでの利用が検討されているバイオブリケットの製造が進められており、新たな需要の創出が期待されています（図26参照）。

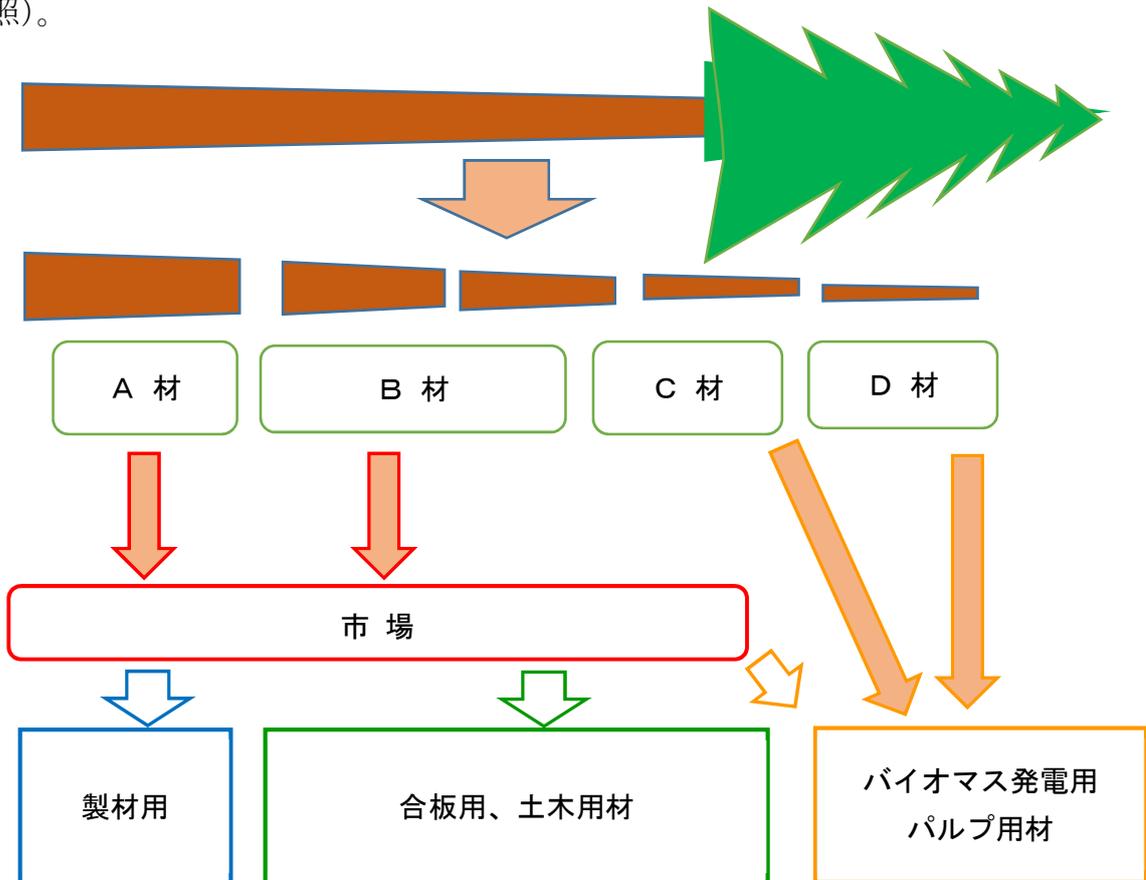


図26 伐採された木の利用イメージ

### ③ 木材利用を進めるための検討課題

木材の利用を進めるために、以下の課題について検討します（表 16 参照）。

表 16 木材利用を進めるための課題と検討事項

課 題	検討事項
大径材の利用	森林の高齢化による木材の大径化が進んでおり、現在の製材所では取り扱いが難しい大径材の利用について検討する。
製材工場の JAS 認証	公共建築物等で木材の利用を促進するために製材工場の JAS 認証の取得について検討する。
バイオマス利用の拡大	発電、熱供給、個人住宅向けのボイラーやストーブなど、バイオマスの利用の拡大を検討する。

### ④ 木材を安定供給するための取り組み

安定して木材を供給するためには、原木を供給する川上（素材生産業者、木材市場）から、製品を供給する川中（製材工場、木材加工工場）、製品を使う川下（工務店、建築士、自治体、民間企業）までの事業者同士の連携が大切です。

こうした取組は、長野県が実施する「信州ウッドコーディネーター」の制度を活用して、事業者間の水平連携と垂直連携を推進します（図 27 参照）。

※ウッドコーディネーター：県産材製品等に関する知識や木材の営業経験が豊富で、県産材製品の営業力強化や事業者同士の連携体制構築を支援する。（長野県の森林環境譲与税を活用した事業）

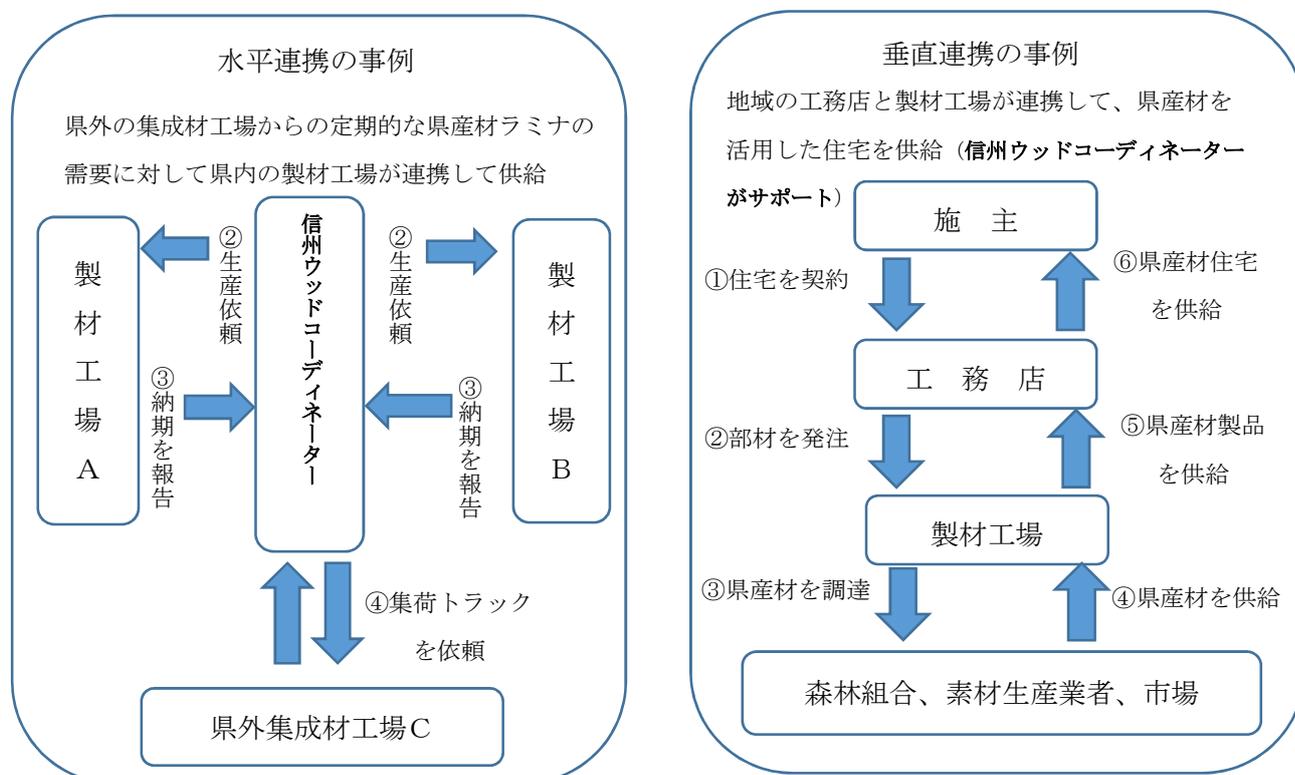


図 27 信州ウッドコーディネーターを活用した水平連携と垂直連携のイメージ

⑤ 市産材普及事業

市民に長野市の木の良さを PR するために、令和 2 年度から市内の公共施設に木製品の設置を進めています（表 17、P. 38 図 28 参照）。

表 17 公共施設への木製品の設置状況

年 度	設置場所	内 容	事業費 (千円)
令和2年度	長野市立図書館	ベンチ4脚、机2台、椅子2脚	1,258
令和3年度	豊栄保育園	木製倉庫	5,390
	昭和の森公園他	ベンチ 13 脚	
	老人憩いの家他	本棚3個、ベンチ2脚、椅子4脚	
	信更支所	サイクルスタンド 2個	
令和4年度	長野市立図書館	ベンチ2脚、机2台、椅子4脚	4,843
	子ども支援センター	ベビーサークル、テーブル、椅子、本棚	
	ほたるの里	棚	
	ななせ仲まち園	ベンチ2脚	
	豊栄保育園	本棚2個、	
	東条保育園	子ども用ベンチ2脚	
	昭和の森公園	テーブル、椅子2脚、机板面取り換え	
真島保育園	掲示板		
令和5年度	もんぜんぷら座	ベンチ4脚	6,710
	JR長野駅自由通路	ポスター掲示板パネル2個、花瓶ケース2個	
	鬼無里中学校	ベンチ2個、長机1台	
	セントラルスクエア	木製テーブル1台、椅子1台	
	七二会支所	小机2台	
	篠ノ井総合センター	ベンチ1台	
	ほたるの里	ベンチ1台	
	ハーモニー桃の郷	下駄箱	
	桜スクエア	椅子 20 脚	
	博物館	ベンチ1台	
	市民税課窓口	パンフレットスタンド1台	



若穂老人憩の家 本棚（カラマツ）



昭和の森公園 木製ベンチ（スギ）



長野市立図書館 机と椅子（カラマツ）



豊栄保育園 木製倉庫（カラマツ）

図 28 公共施設に設置した長野市産材の木製品

### 3 森林環境譲与税の活用

森林経営管理に係る取組を進めるための財源として、令和元年度から森林環境譲与税が活用されています（P. 56 参照）。

地域の実情に応じた取り組みの費用に充てることができるため、本市では4つの基本方針（P. 21 参照）を進めるために以下の事業に活用していきます。

#### （1）森林環境譲与税を活用した事業

森林環境譲与税を活用した新たな事業を創設し、森林経営管理を進めます。

#### ア 森林整備の推進

##### ① 森林経営管理事業（市が実施）

森林整備のため、意向調査、現地調査、説明会を実施します（P. 30 参照）。

##### ② 長野市森林づくり・活用事業（補助事業）

森林所有者、林業事業者、長野市の三者が10年間の森林整備の方針についての協定を締結した森林について、補助対象とします。国や県の補助事業の対象とならない、規模の小さい森林を対象にすることができます（P. 23 図 18、P. 40 表 18 参照）。

表 18 長野市森林づくり・活用事業の概要

事業区分	交付条件	補助率
間伐	面積 0.05ha 以上、林齢 11 年生以上	10/10
搬出	間伐、択伐、危険木処理事業によって発生した木材を市場や事業者に出荷する	5/10
地拵え (P. 48 参照)	面積 0.05ha 以上	8/10
植林	面積 0.05ha 以上、購入苗木を植える	
下刈り	面積 0.05ha 以上、7 年生以下	
獣害対策	面積 0.05ha 以上、忌避剤散布が 1,000 本/ha 以上	
除伐	面積 0.05ha 以上、保育対象が 1,000 本/ha 以上	
枝打ち	面積 0.05ha 以上、実施対象が 1,000 本/ha 以上、打ち幅 2 m 以上、打ち高 4 m 以下	
危険木処理	枯損木、傾倒木、破損木等の立木および落下の危険がある倒木の伐採処理	
計画調査	対象森林の施業界を定め、測量し、林況調査を行い、森林経営管理協定を締結	
薬剤地上散布	松くい虫予防のため、文化財等に散布	
作業道開設	森林整備を実施するための強固なもの	

③ 林道環境整備事業 (市が実施)

林道の舗装化や側溝の整備、注意看板の設置により車両通行の安全を確保します。

④ 松くい虫被害木処理事業 (市が実施)

松くい虫の被害拡大を防ぎ、公益的な機能が失われないよう被害木の伐倒くん蒸処理等を実施します。

⑤ ライフライン等の保全対策事業 (市が実施)

ライフラインや公共施設に隣接する森林で倒木等による被害を未然に防ぐため、支障となる立木、枯損木を伐倒します。

## イ 林業従事者の確保・育成と先端技術の導入

### ① フォレストワーカー育成事業（補助事業）

新規に就業した林業従事者に準備支援金、雇用した林業事業体に賃金補助を実施します。林業労働力の確保の促進に関する法律の規定により長野県知事から認定を受けた認定林業事業体（以下「林業事業体」という。）が対象となります。

#### ア 林業従事者準備支援事業

新規に林業事業体に雇用された従事者に対して、準備支援金を補助します。補助金の交付は1回限りです。

#### イ 林業従事者雇用安定事業

林業事業体が新規に雇用した従事者の賃金、社会保険等に対し補助金を交付する。新規に雇用された年度を含む3年間を対象とする。

### ② フォレストワーカー育成推進事業（市が実施）（補助事業）

新規林業従事者の育成を進めるため、森林・林業に携わることの魅力を高校生にPRするとともに、林業事業体が実施するインターンシップを支援します。

### ③ スマート林業推進事業（市が実施）

ドローンを活用した森林整備団地の森林資源の解析を支援します。

## ウ 森林とのふれあいの促進

### ① 森林とふれあい体験事業（補助事業）

市民が森林とふれあう機会を増やし、森林とのふれあいの懸け橋となる森林ボランティアを育成するために、森林とのふれあいを推進するイベントに対して補助金を交付します。

＜対象となる森林体験活動の例＞

森林整備体験、動植物の観察、木工、クラフト など

### ② 森林とふれあい体験事業（市が実施）

近年のアウトドアブームなどで注目されるコンテンツを取り入れた新たな森林体験を開催していきます（P.43 参照）。

#### ・ブッシュクラフト体験

サバイバルの要素を加え、森林資源を活用しながらキャンプを行います。

#### ・グリーンウッドワーク体験

伐採したばかりの生木を、ナイフや斧などの道具で加工し、スプーンや器、椅子などの家具を製作します。

③ ながの森林・林業フェアの開催（市が実施）

市民に森林・林業に対する関心を高めていただくことを目的に、森林に触れて、体験することで、楽しみながら理解を深めていただくためのイベントを開催します。

④ 学んで使おう木育プロジェクト

- ・おもちゃで遊ぼう木育事業、絵本で学ぼう森の絵本事業（市が実施）  
市内の保育園、幼稚園等に木のおもちゃと絵本を配布します。
- ・みどりの少年団活動支援事業（補助事業）  
みどりの少年団の活動に対して補助金を交付します。
- ・高校生を対象とした箸づくり、椅子づくり体験事業（市が実施）

エ 木材利用の普及

① 市産材普及事業（市が設置）

市産材のPRのため、公共施設に木製品の家具等を設置します（P. 37 参照）。

表 19 森林所有者別の森林環境譲与税を活用できる事業

事業名	私有林	公有林
長野市森林づくり・活用事業（補助事業）	○	×
森林とふれあい体験事業（補助事業）	○	○
森林経営管理事業（市が実施）	○	×

※公有林（県有林、市有林、財産区有林）

## (2) 森林環境譲与税の用途別内訳

令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、段階的に増えて令和6年度で一定の譲与額になる見込みです。また、令和5年度までの実績と令和6年度の子算額は次のとおりです。今後は、事業実績や林業事業者からの要望等を踏まえて、事業内容等の見直しを図りながら活用していきます（表20参照）。

表20 森林環境譲与税の用途別内訳

(単位：万円)

取組	年 度					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 森林整備推進						
・森林経営管理事業等	599	1,325	1,212	903	1,820	1,540
・長野市森林づくり・活用事業等	-	587	1,975	6,000	7,857	9,887
(2) 林業従事者の確保・育成 と先端技術の導入	-	-	40	789	1,244	2,360
・フォレストワーカー育成事業等						
(3) 森林とふれあいの促進	-	4	8	194	256	1,825
・森林体験事業等						
(4) 木材利用の普及	-	125	539	484	671	1,624
・市産材普及事業等						
森林づくり基金積立	3,908	7,536	5,813	4,299	821	-
計	4,507	9,577	9,587	12,669	12,669	17,236
森林環境譲与税	4,507	9,577	9,587	12,669	12,669	16,300
森林づくり基金取崩						936
合 計	4,507	9,577	9,587	12,669	12,669	17,236

※令和6年度は予算額です。

#### 4 将来像の実現に向けて

本計画の将来像である「健全な森林を育み、楽しみ、活用する」を実現し、次の世代に森の恵みをつないでいくため、間伐、主伐、造林と4つの基本方針について目標を定めます。第1期計画の取組の評価（P16 参照）踏まえて目標を修正します。（PDCA サイクルの Action 改善、P. 51 参照）

##### (1) 間 伐

第1期計画の指標は搬出割合でしたが、森林整備にとって間伐面積を増やすことが重要です。第2期計画の指標は間伐面積と搬出割合とし、森林整備と木材生産を進めていきます（表 21 参照）。令和 11 年度の目標は、間伐面積については令和 5 年度実績の約 2 割増とし、搬出割合は令和 5 年度実績を維持する 40%とします。

表 21 間伐面積、間伐割合

指 標	令和 5 年度実績	令和 11 年度の目標
間伐面積	102ha	130ha
搬出割合	41%	40%

※間伐の実績値は P14 表 4 参照

##### (2) 主 伐

スギ、カラマツ林の多くは林齢が 50 年生を越えて生育しているため、森林所有者の意向と現地の状況に合わせて可能な限り主伐を増やすことで安定的な木材供給につなげていきます（表 22 参照）。令和 11 年度の目標は令和 3 年度から令和 5 年度の平均値の約 2 割増の 25ha とします。

表 22 主伐面積

指 標	令和 3 年度～令和 5 年度の平均	令和 11 年度の目標
主伐面積	20	25ha

※主伐の実績値は、P. 15 表 5 参照

##### (3) 造 林

主伐後の再造林面積がわずかであるため、造林面積の目標は主伐面積の 1 割に相当する 2.5ha とします。（表 23 参照）。

表 23 再造林の割合

指 標	令和 3 年度～令和 5 年度の平均	令和 11 年度の目標
主伐面積	20ha	25ha
造林面積	1.4ha	2.5ha
再造林割合	7%	10%

※造林の実績値は、P. 15 表 6 参照

#### (4) 4つの基本方針に係る主な取組

森林経営管理の将来像を実現するために定めた4つの基本方針に係る目標は次のとおりです。(表24参照)

##### ・森林整備の推進

これまでの森林整備面積の目安は年間240haでしたが、主伐や間伐が進まないことから、令和3年度から令和5年度の平均は122haとなっています(P18表8参照)。令和11年度の目標は、引き続き森林整備団地による施業の集約化(P23参照)を進めていくことにより、令和3年度から令和5年度の平均の約2割増の年間150haとします。

##### ・林業従事者の確保・育成と先端技術の導入

新規雇用者数については目標の120%を達していますが(P18表8参照)、新規就業者の受入には指導者が必要であり、新規就業者と指導者のバランスが大切です。第2期における令和11年度の目標については第1期と同様の年間5名とします。

##### ・森林とのふれあいの促進

森林体験者数については令和3年度から令和5年度にかけて増加しています(令和5年度3,219名)(P18表8参照)。令和6年度には新規事業でながの森林・林業フェアを開催し、参加者は2,500名となっています。第2期における令和11年度の目標については年間6,000人とします。

##### ・木材利用の普及

市産材普及事業による公共施設への木製品の設置は予算の範囲内で実施しているため、設置する製品により使用量が増減しますが、第2期における令和11年度の目標については引き続き年間2.5m<sup>3</sup>とする。

表24 令和11年度の目標

基本方針と主な取組	令和11年度の目標
(1) 森林整備の推進 ・長野市森林づくり・活用事業等	森林整備面積(※) 150ha/年
(2) 林業従事者の確保・育成と先端技術の導入 ・フォレストワーカー育成事業等	新規雇用者数(年間) 5名
(3) 森林とのふれあいの促進 ・森林体験事業等	森林体験者数 6,000人/年
(4) 木材利用の普及 ・市産材普及事業等	公共施設に設置する木製品の木材使用量 2.5m <sup>3</sup> /年

※森林整備面積には造林、下刈り、間伐等全ての森林整備が含まれます。

### Ⅲ 森林整備の基本事項

#### 1 主伐

長野県の千曲川下流地域森林計画で定める指針に基づいて定めています。

ただし、主伐は本計画と連携するもので、森林環境譲与税を活用した事業にて実施するものではありません。

##### (1) 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種毎の平均の成長量が最大となる林齢を基準として定めたものですが、それにより伐採を義務付けるものではありません (P.61 参照)。  
※長野県で統一の林齢です。

###### ① 針葉樹

スギ、カラマツ、アカマツ 40年

###### ② 広葉樹

ナラ類 20年、クヌギ 15年、ブナ 70年

##### (2) 立木の伐採の標準的な方法

立木の伐採については、「更新(※)」を目的に行うものとし、その方法は「皆伐」と「択伐」によるものとします。

① 皆伐 すべて伐採する方法です。

② 択伐 部分的に伐採する方法です。

※「更新」とは、伐採跡地(伐採によって生じた無立木地)において植林や天然更新によって樹木を育成し、再び立木地にすることを言います。

#### 2 造林

長野県の千曲川下流地域森林計画で定める指針に基づいて定めています。

##### (1) 人工造林(植林)

苗木を植えることを人工造林と言います。対象樹種はスギ、カラマツ、アカマツ等です。

・植栽本数は1ha(100m×100m)当たり

スギ 3,000本、カラマツ 2,300本、アカマツ 3,000本です。

##### (2) 天然更新

天然更新には、周辺森林からの自然に落ちる種子や土の中で休眠していた種子からの実生と、切り株からのぼう芽(芽吹くこと)による更新があります。

・更新の判定基準は1ha(100m×100m)当たり 3,000本以上です。

① 実生による更新は種子の発芽を促すための補助作業として、地表のかき起こし、ササなどの刈り払いがあります。

② ぼう芽による更新は根元直径が30cm以上になると困難になるため、樹種により、10cmから20cmの径で実施する必要があります。

例 ミズナラ、クリ、ホオノキ 20cm

コナラ、イタヤカエデ、リョウブ 10cm

### 3 間伐及び保育

人工林では、植えてから伐採（収穫）するまでに手入れをしなければ育ちません。成長して込み合った木を間引く間伐と保育作業は、以下のとおりです（P. 48 表 25、図 29）。

#### （1）間 伐

隣合わせた樹木の葉が互いに接して樹木間の競争が生じ始めた森林において、込み入った木を伐採して間引きます。良い木を育てる保育間伐と、間伐した木を利用する搬出間伐があります。1 回の間伐で本数の 25～35%を伐採し、20～30 年生以上で行われています。

##### ① 保育間伐

初回、2 回目は細い木や劣っている木を伐採し形質の良い木を残します。間伐した木は林内に残しておきます。

##### ② 搬出間伐

3 回目以降は形質の良い木が残っており、利用できるまで成長しているので、運び出すために 1 列伐採し、2 列残します。

#### （2）保 育

植栽してから伐採するまでの保育作業は以下のとおりです。

##### ① 下刈り

植栽した木が草に負けないように草刈りを行います。植栽してから約 5 年間実施します。

##### ② 枝 打

節のない良質な材を生産するために実施します。11 年生程度から実施し、厳冬期を除く冬期が適期になります。

##### ③ 除 伐

植栽した木の成長を妨げる広葉樹を伐採して除去します。11 年生程度から実施し、伐採した木からぼう芽しないように夏場が適期となります。

##### ④ つる切り

植栽した木に絡んだ「つる」を切ります。6 月から 7 月に必要に応じて実施します。

コラム 人工林育成技術

表 25 植栽から伐採までの作業

作業	林齢	作業内容
地拵え		伐採跡地などの草や低木を刈払い、伐採の時に残された枝や丸太の残りなどを整理します。
植え付け		苗木を植えます。通常は 1ha に 3,000 本植えます。
下刈り	2～10 年生	幼木が競争に負けないように草や低木を刈ります。
つる切り	11～30 年生	立木にからみつき、成長を阻害するつる植物を切ります。
枝打ち	11～30 年生	下枝を切り落として、節の無い良質の木材生産を目指します。
除伐	11～25 年生	下刈後に生えてきた木と、植えた木のなかでも不要な木を伐採します。
切捨て間伐	10～60 年生	込み合った森林を間引きます。一般的には、細い木や曲がった木など、性質の悪い木を選んで伐採する定性間伐を行います。
搬出間伐	40～60 年生	間引いた木を運び出して利用します。定性間伐の他に、列で伐採する列状間伐があります。
主伐（択伐）	40 年生～	木の収穫を目的として、一部の木を伐採します。点状に木を選ぶ場合、帯状やモザイク状（群状）に伐採する場合があります。
主伐（皆伐）	40 年生～	木を全て収穫します。伐採跡地は、植林する場合と、自然の力で森林にもどす天然更新を図る場合があります。

※林齢は一般的な場合で、生育状況によって前後します。



スイングヤーダーによる  
列状間伐での集材の様子



主伐（皆伐）作業現場



ボランティアによる植え付け作業

図 29 作業現場の写真

#### IV 市有林及び財産区有林の経営管理

##### 1 市有林の経営管理

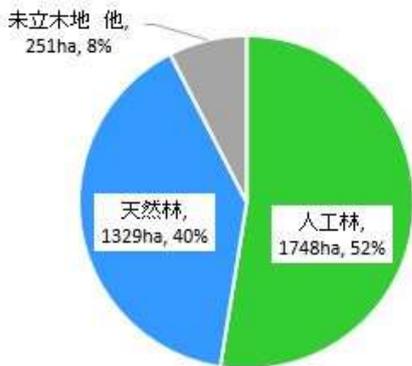


図 30 市有林の林種構成

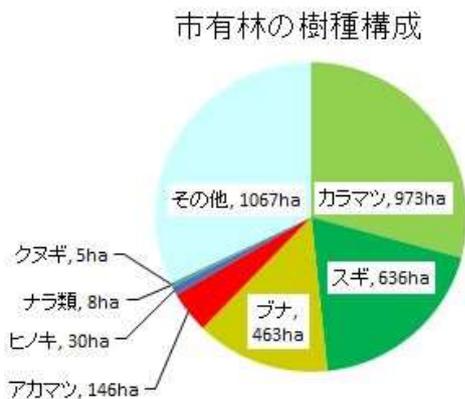


図 31 市有林の樹種構成

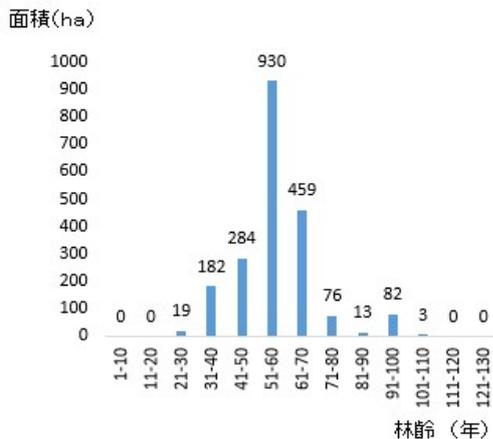


図 32 市有林(人工林)の林齢構成

##### (1) 市有林の資源構成

長野市が保有する森林の面積は 3,328ha です(学校林、分収林は除く。)

市有林は、人工林が 52%、天然林が 40%、未立木地他が 8% となっており、植林した森林が半数を占めます(図 30)。

樹種別の構成は、カラマツ、スギ、ブナの順番で、私有林に比べてカラマツが多くなっています(P.8 図 8、図 31 参照)。

人工林については私有林と同様に 51~60 年生の面積が一番多い状況です(P.9 図 11、図 31 参照)。

##### (2) 市有林の役割

###### ① 木材生産の場としての役割

市営林は一か所の面積が大きくまとまっています。森林の傾斜や路網整備の状況を勘案して、高性能林業機械の導入が可能な場所では、木材生産を進めます。

###### ② 木材生産以外の多様な役割

レクリエーションや森林体験の場、貴重な野生動植物の生息の場など、木材生産以外の役割があります。

水芭蕉で有名な鬼無里の奥裾花自然園、戸隠の鏡池周辺、飯綱の大座法師池周辺の市有林は、市民が森林とふれあう場となっています。飯綱高原にある「体験の森」は、市民が森林体験をするフィールドとして整備されています。

##### (3) 市有林の森林経営管理

市有林は一か所の面積がまとまっているため、5 年間分の計画を定める「森林経営計画」が作成しやすい状況です。

現在の木材価格では皆伐を行った後の造林、保育の費用が賄えないため、間伐した

木を利用する搬出間伐を中心に進めていくことになります。

森林経営を実施する上での収入は、木材の売上と間伐などの森林整備に対する補助金です。森林の調査を進め、森林経営計画を作成し、補助事業を活用しながら経営管理を進めていきます。

## 2 財産区有林の経営管理

財産区とは、市町村の一部の地域住民が保有する山林や公共施設を管理するために設けられる特別地方公共団体です。市内には、市町村合併の際に財産を地域住民に残すために設置された財産区があり、山林を所有している9つの財産区があります。

### (1) 財産区の現状

財産区の森林経営・管理に対する状況を知るために、令和4年1月に森林を所有する財産区に対してアンケートを実施しました。

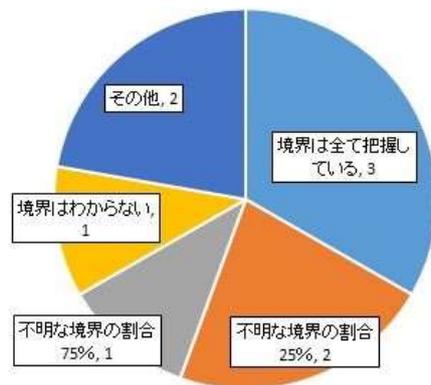


図 33 財産区の境界の把握状況  
※数字は回答した財産区数

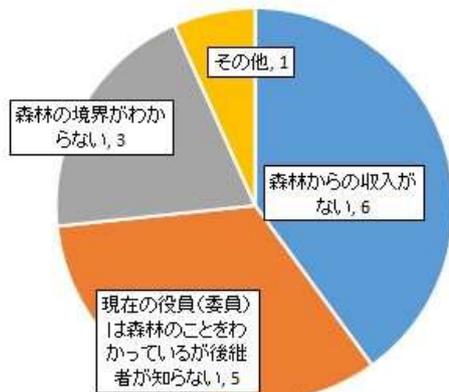


図 34 森林を所有・管理する上で困っていること (複数回答)  
※数字は回答した財産区数

#### ① 境界の把握状況

境界について、全て把握している財産区が3区ある一方で、ほとんどわからない(75%以上不明)と回答している財産区が2区ありました。また、境界杭は設置してあるが確認していないという回答もありました(図33参照)。

#### ② 森林を所有・管理する上で困っていること

困っていることで最も多い理由が、「森林からの収入がない」です。

2番目に多い回答が、「現在の委員は森林のことをわかっているが後継者が知らない」です(図34参照)。

#### ③ 森林経営管理の課題

森林を経営・管理していく上での課題は、大きく分けて以下の3点です。

- ・境界が不明である
- ・森林からの収入がない
- ・後継者に関する点

これらは、私有林にも共通する課題です(P.67参照)。

### (2) 財産区の経営管理

財産区の森林については私有林と同様の課題があります。しかし、財産区の所有する森林はまとまっている場合もあり、「森林経営計画」を作成して補助事業を導入しながら森林整備を進めている財産区もあります。

所有する森林の規模や生育している樹種は財産区により様々で、一律に方針を定めることは適当ではありません。各財産区と財産区を担当する支所、管財課、森林部門を担当する森林いのしか対策課で、それぞれの財産区に合った経営管理の方法を検討していく必要があります。

## V 計画の実施に向けて

### 1 計画の推進に向けた体制

本計画により森林経営管理を進めていくためには、本計画で定めた取り組みに関わる方々との協働が不可欠です。そこで、「市民」、「森林所有者」、「林業事業体」、「林業関係の団体」、「北信森林管理署」、「長野地域振興局」、「長野市」が協働して計画を推進していきます（図 35 参照）。

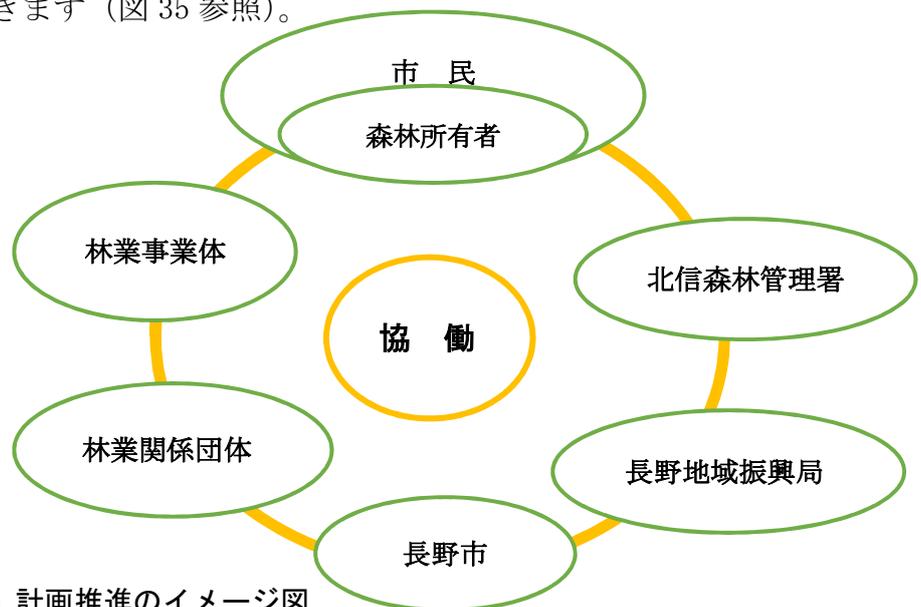


図 35 計画推進のイメージ図

### 2 計画の進捗管理と評価、見直し（PDCA サイクル）

本計画は、生育に時間がかかる森林を取り扱っているため、基本方針は長期的なものである必要があります。しかし、事業を進めるにあたって新たな課題が見つかる等、計画の内容や目標を変更する必要性が想定されます。

長野市林業振興審議会で進捗管理等行うとともに、長野市森林整備計画の更新に合わせて、5年ごとに PDCA サイクルにより計画を見直します。



図 36 進捗管理等 PDCA サイクル図

## VI 資料

### 1 森林・林業に関する関連計画 ※計画の詳細は長野市ホームページで公開しています。

#### 【関連計画1】

計画名	第三次長野市環境基本計画
担当課	環境保全温暖化対策課
計画期間	令和4年度～令和8年度
<p>&lt;計画の概要&gt;</p> <p>長野市環境基本条例第7条に基づく環境行政の基本計画として、上位計画である第五次長野市総合計画後期基本計画と整合を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。</p> <p>令和4年4月1日に施行した長野市第三次環境基本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）である「長野市地球温暖化対策地域推進計画」、気候変動適応法に基づく「長野市気候変動適応計画」、及び生物多様性基本法に基づく「長野市生物多様性地域戦略」を包含する。</p>	

#### 【関連計画2】

計画名	長野市バイオマス産業都市構想
担当課	環境保全温暖化対策課
計画期間	令和3年6月策定 令和12年度までの10年間
<p>&lt;計画の概要&gt;</p> <p>本構想では、「2050 ゼロカーボンを実現する脱炭素なまち」、「資源が循環し、市街地と中山間地が共生しあうまち」、「地域産業の発展と環境の保全が良好な循環を生むまち」、「災害に強く、地域資源の活用により自立した持続可能なまち」の4つの将来像の実現に向けて、本市に存在する種々のバイオマスの現状と課題を整理し、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①木質バイオマス</li><li>②食品廃棄物</li><li>③きのこ廃培地</li></ul> <p>を重点利用バイオマスとする8つの事業化プロジェクトを位置づけ、バイオマス利活用を推進するもの。</p>	

【関連計画3】

計画名	スマートシティ NAGANO 基本計画
担当課	イノベーション推進課
計画期間	令和4年度～令和8年度
<p>&lt;計画の概要&gt;</p> <p>スマートシティ NAGANO の実現に向け、市がスマートシティを通じて実現を目指すミッションと 2030 年の目指すまちの姿を表したビジョン、重点テーマを設定したもの。</p> <p>【ミッション】</p> <p>Smart City NAGANO～市民と創る最高のまちづくり～ 安全・安心・快適な上質の暮らしで幸せを実感できる市民ファーストな未来型社会の実現</p> <p>【ビジョン】</p> <p>2030 年、サーキュラーシティ、NAGANO になる～4つの循環がつなげる好循環で新産業を創造し「世界一、スローとデジタルの共生したライフスタイル」を実現する</p> <p>【重点テーマ】</p> <p>防災・減災、ゼロカーボン、モビリティ、フードテック、ヘルステック</p>	

【関連計画4】

計画名	長野市 SDGs 未来都市計画
担当課	企画課
計画期間	令和6年度～令和8年度
<p>&lt;計画の概要&gt;</p> <p>『誰もが自分らしく活躍できる活気に満ちた長野圏域の創造～環境共生都市「ながの」の実現～』を目指す将来像とし、長野地域連携中枢都市圏全体が活気に満ち、環境と共生する循環型社会の構築を目指すもの。</p> <p>【2030 年に向けた目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①循環型社会の実現</li> <li>②豊かな自然環境の保全と持続可能な活用</li> <li>③脱炭素社会の構築と地域経済への波及</li> <li>④連携強化と人づくりの推進</li> <li>⑤SDGs 理解の促進と情報発信</li> </ol> <p>【経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組】</p> <p>「森と樹と暮らしのエコシステム～エコロジーとエコノミーの好循環～」</p> <p>「森林の持続的な保全と活用マネジメントを行い、地域特性を活かしたバイオマス資源の活用により、ゼロカーボンへの貢献と地域内経済循環による長野圏域の活性化を目指す。」</p>	

## 2 SDGsと森林整備

長野市は、市を挙げて 2015 年国連総会で採択された持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) 達成に向けた取り組みを推進しており、令和 3 年 5 月に SDGs 未来都市に選定されています。本計画は、次のとおり SDGs の 17 の目標のうち主に 5 つの目標の達成に関わっています。

本計画内容	SDGs 目標	スローガン
持続的な木材生産	目標 15	陸の豊かさを守ろう
森林の防災機能強化	目標 13	気候変動に具体的な対策を
持続可能な木材の利用	目標 12	つくる責任つかう責任
林業雇用の確保	目標 8	働きがいも経済成長も
木材のバイオマス利用	目標 7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに



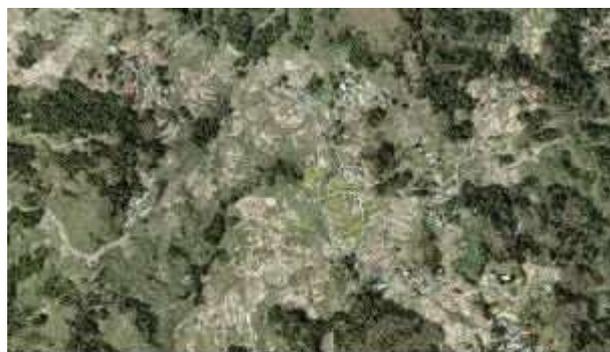
## 3 里山地域の森林経営管理

善光寺平の周辺の低山や、盆地西側のいわゆる西山地域には、農地と森林がモザイク状に混じりあっている里山が広がっています。里山とは、農村の生活に欠かせない田畑の肥料、牛馬の餌、屋根ふきの材料、薪、炭の原料、生活用具の材料などとして活用されてきた森林で、コナラやクヌギの林は約 20 年周期で伐採され、萌芽更新（ぼうがこうしん：切り株から芽が出て再生すること）によって持続的に活用されてきました。

化石燃料が普及して薪炭が利用されなくなると、人工造林によってスギやカラマツが植林される、もしくは放置されたまま広葉樹林として成長しています。

里山地域では森林の所有区分がモザイク状に細かく分かれていることが多く、森林の経営管理を行うために必要な森林所有者や、森林の境界の特定に膨大な労力を要します。

また、小さい森林では伐採・搬出などの作業効率が落ちるため、森林をとりまとめて団地化する必要があります。



農地と小規模な森林がモザイク状に分布する里山地域

#### 4 森林の多面的機能

森林は持続可能な資源である木材を生産するだけではなく、様々な機能を発揮して私たちの生活に恵みをもたらしています。森林の多面的機能から所有者の利益となる木材生産機能を除いたものを、森林の公益的機能と呼びます（表 26 参照）。

表 26 森林の多面的機能

	機能	機能の概要	長野県全体の貨幣評価試算額（年間）
森林の公益的機能	国土を保全する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木の根が土砂をつかみ、山崩れを防ぐ</li> <li>・低木や落ち葉等が雨水の衝撃を和らげる</li> <li>・土壌が雨水を吸収して侵食を防ぐ</li> </ul>	1兆6,160億円
	水源を涵養する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌が雨水を吸収し、ゆっくり送り出す</li> <li>・土壌を通ることで水質が良くなる</li> </ul>	1兆2,070億円
	保健休養の場を提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい景観を形成する</li> <li>・森林浴やキャンプなど、癒やしやレクリエーションの場となる</li> </ul>	1,746億円
	生活環境や自然環境を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の気候を和らげ、生活環境を守る</li> <li>・多様な生物の生息の場となる</li> </ul>	—
	地球の温暖化を防止する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気中の二酸化炭素を吸収、固定することで地球温暖化防止に貢献する</li> </ul>	705億円
	木材等の林産物を生産する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能な資源である木材をはじめ、山菜やきのこ、薬用植物などを生み出す</li> </ul>	—

※貨幣評価は、日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（平成 13年11月）」を参考に長野県林務部が試算したものの。



間伐が遅れたスギ林

森林は、適度な間伐を実施して林の中に光を入れないと公益的機能が低下しやすい傾向があります。



間伐を行った森林

林の中が明るく、自然に生えてきた草や低木が土壌を守り、様々な公益的機能を発揮します。

## 5 森林環境税と森林環境譲与税

国は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和6年度から森林環境税を創設します。

森林環境税譲与税は令和元年度から先行して市町村と県に交付されており、森林環境税が課税される令和6年度までは、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を財源とします（表27、図37参照）。

- ◎ 森林環境税 [令和6年度から課税] [令和6年1月1日施行]
  - ・ 納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税
  - ・ 税 率：1,000円（年額）
- ◎ 森林環境譲与税 [令和元年度から譲与] [平成31年4月1日施行]
  - ・ 譲与先団体：市町村及び都道府県
  - ・ 使 途：(市町村)
    - 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
(都道府県)
    - 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
  - ・ 譲与基準：(市町村)
    - 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5.5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(2.5/10)で按分  
(都道府県)
    - 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

表27 森林環境譲与税の長野市への譲与額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲与額 (万円)	4,507	9,577	9,587	12,669	12,699	16,300

令和6年度は予算額

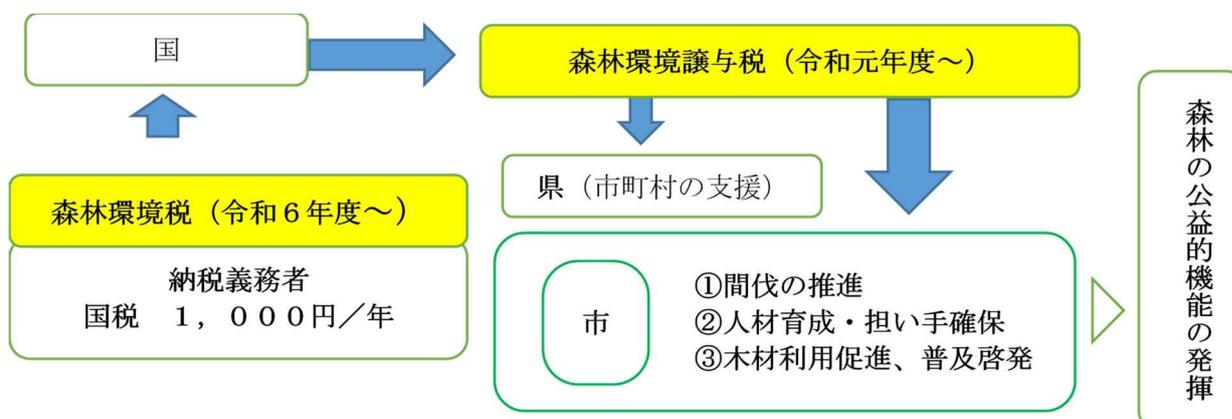


図37 森林環境税と森林環境譲与税の仕組み

## 6 主な森林整備事業の概要

国・県・市の様々な事業によって森林整備が実施されています（表 28 参照）。

表 28 補助事業の一覧

事業	事業の概要	財源
森林環境保全整備事業 (補助率 70%)	1つ以上の隣接した林班（小流域単位で設定されたおおむね 30～50ha の森林の単位）で林業事業者が森林所有者と契約を締結し、5年間の保育や伐採を計画した「森林経営計画」に従って実施された事業を補助対象とします。	財源：国と県 補助金交付：県
みんなで支える 里山整備事業 (補助率 90%)	長野県森林づくり県民税（以下県森林税）を財源とし、主に国土保全や水源のかん養機能の発揮が必要な森林での間伐事業を補助対象とします。	財源：県 補助金交付：県
森林整備・木材活用事業 (補助率 50～80%)	間伐、搬出、植え付けを対象とする長野市独自の事業です。令和元年度までは市の単独財源で実施していましたが、令和2年度より内容を拡充し、森林づくり・活用事業に変更しています。	財源：市 補助金交付：市
森林づくり・活用事業 (補助率 50～100%)	森林所有者、林業事業者、長野市の3者で10年間の森林整備の方針と、森林として適切に経営管理することについて協定を締結した森林の整備等を補助対象とします。	財源：市 補助金交付：市
治山事業	森林の機能を回復するための事業で、主に長野県が直接事業を発注して実施します。主に保安林を対象に、山崩れや土石流を防止する工事や、本数調整伐（保安林機能の向上のために行う間伐）等の森林整備を実施します。	財源：国と県 事業実施：県

## 7 多様な森林の施業方法

森林の施業には様々な方法がありますが、伐採方法と更新（伐採した後、新たな幼木を再生すること）方法の組み合わせで大部分が決まります。更新方法には、苗木を植え付ける人工更新と、切り株や種子から自然に木が生える天然更新があります。伐採方法は、伐採の時期（何年間育てるか）と伐採対象の選び方（全て伐採する皆伐か、部分的に伐採する択伐か）を選択します。

### 短伐期皆伐施業

更新:人工植林 伐採:40年ほどで皆伐

もっとも単純で技術が確立していますが、短い期間で伐採するため、国土保全機能が低下しやすくなります。また、最もコストがかかる初期保育(地拵え、植え付け、下刈り)の回数が多くなります。



### 長伐期皆伐施業

更新:人工植林 伐採:80年以上で皆伐

主伐の間隔を長くするため、国土保全機能が低下しにくく、最もコストがかかる初期保育(地拵え、植え付け、下刈り)は短伐期施業と同じなので、維持費用はさほど増えませんが、気象害や病害を受けるリスクは高くなります。



### 薪炭林施業(低林施業とも言う)

更新:天然更新 伐採:20年ほどで皆伐

里山地域のナラやクヌギの林で、薪や炭焼きの材料の生産のために繰り返されてきた施業です。きのこの原木生産も可能です。



### 天然林施業(途中で保育を行う場合は育成天然林施業と呼ぶ)

更新:天然更新 伐採:目的によるが、上質な用材を得るには100年以上

薪、バイオマス燃料、パルプ、用材が生産できます。サクラやケヤキなどの用材に使える上質な広葉樹が育つと高額で販売できますが、育成に時間がかかります。希望する樹種が天然更新で得られない場合は、補植が必要です。



### 複層林施業(人工林)

更新:人工更新 伐採:40年以上で上層木のみ皆伐

上層木の下に下層木を植えて育てます。伐採しても森林が裸地にならないため公益的機能が高く、上層木の下は日陰になるので下刈りが楽になります。ただし、上層木を伐採・搬出するときの下層木の損傷に配慮する必要があります。下層は薄暗い所でも育つスギやヒノキが一般的です。



### 複層林施業(針広混交林化)

更新:人工更新 伐採:一般的に国土保全機能の発揮のため主伐を行わない

上層木の下に天然更新で下層木を育てます。様々な根の張り方の樹種が混在し、広葉樹の落葉が土壌になりやすく、公益的機能が低いと言われます。木材の搬出が難しい森林で公益的機能を高めるために行われます。



### 択伐施業(帯状又は群状)

更新:天然又は人工更新 伐採:40年以上

10m程度の帯状や 0.05ha 程度の群(モザイク)状に、全体の3/10 程度の面積を伐採します。1 か所の伐採面積を小さくすることで公益的機能を保持します。更新が完了した後に択伐を繰り返すことができます。天然更新も可能ですが、確実に更新するためには植え付けが必要です。



### 択伐施業(点状)

更新:天然又は人工更新 伐採:大きい木から小さい木まで均等の割合で伐採します

単木的に選んだ木を伐採し、非常に細かいモザイク状に更新します。公益的機能は最も高いですが、伐採の量や伐採する木の選定などが複雑で、他の木を傷つけずに伐採搬出を行う技術が必要です。天然更新も可能ですが、林内が暗くなりやすいため、確実に更新するためにはスギ・ヒノキなどの薄暗い環境でも生育できる樹種の植え付けが必要です。



## 8 森林病害虫や野生鳥獣による森林被害

森林の経営管理を行う際、森林病害虫による被害の想定が必要です。

近年、市内では病害虫被害の発生が確認されています（表 29 参照）。また、野生鳥獣による被害としては、ニホンジカやツキノワグマによる皮剥ぎの被害があります。

森林の経営管理が進み、造林地が増加するとニホンジカ、ノウサギ、ノネズミによる若木の食害が増えることが想定されます。

有害鳥獣による農林業被害を軽減するため獣害防止チューブや忌避剤等による対策を行うとともに、猟友会や地区有害鳥獣対策協議会の協力により、ニホンジカの捕獲による個体数調整も実施しています。

表 29 主な森林病害虫の一覧

病害虫(被害樹種)	概要	主な防除対策
松くい虫 (アカマツ)	マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウが松の樹幹内で爆発的に増加し、通水不良で松を枯らします。発症すると枯死はまぬがれません。全ての葉が急速に赤く枯れるのが特徴です。 アカマツの需要が少なく、広葉樹が下層に生育していることが多いので、主伐による広葉樹林化や、択伐による針広混交林化を行うことで被害を減らすことができます。	・伐倒駆除 ・薬剤散布 ・薬剤注入 ・樹種転換
カシノナガキクイムシ (ナラ、クヌギ)	体長 5mm ほどのキクイムシが集団でナラの木に坑道を掘り、菌を繁殖させ、通水不良によりナラ枯れを引き起こします。被害を受けても、枯死しない場合があります。樹幹の地上2m 以下の範囲に直径1.5 mmほどの孔を多数あけ、そこからフラスと呼ばれる木くずが排出されます。 大径木が被害を受けやすいため、広葉樹の長伐期施業を行うときには注意が必要です。また、大径木を伐採、更新することで被害を予防できます。	・伐倒駆除、 ・薬剤注入 ・トラップ ・薬剤散布 ・伐採・更新
カツラマルカイガラムシ (広葉樹)	様々な広葉樹の樹皮が薄い部分に付着し、枝先から枯死させます。同じ林で被害が継続し、5 年ほどで終息します。	・薬剤散布 ・薬剤注入
カラマツヤツバキクイムシ (カラマツ)	体長 5mm ほどのキクイムシで、通常は枯木に入りますが、個体数が増えると生きたカラマツに入ります。 被害を受けたカラマツは枯れることが多いです。	・薬剤散布 ・繁殖源となる丸太搬出
ヤノナミガタチビタマムシ (ケヤキ)	ケヤキの葉につく小さな甲虫。ケヤキの葉を枯らしますが、木が枯死することは少ないです。 7 月の落葉に幼虫や蛹が潜んでいるので、落ち葉を除去することで被害をおさえることができます。	・落葉除去
マイマイガ (草木全般)	幼虫は毛虫で、触ると痛みを感じたり、かぶれることがあります。幼虫は糸にぶら下がり、風に乗って移動します。10 年に一度大発生するといわれます。	・卵塊の除去 ・捕殺 ・薬剤散布

## 9 技術資料（長野市森林整備計画より抜粋）

### 【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ			
	スギ			
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クスギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

### 【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	択伐以外のもの。
択伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここでの択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう。（伐採後の造林が人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。）

### 【主伐の留意事項】

区分	留意事項
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。</li> <li>自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li> <li>伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株を枝条等の集積によって被覆しないこととする。</li> <li>更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> </ol>
皆伐	<ol style="list-style-type: none"> <li>原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</li> <li>一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。出来るだけ小面積とするよう計画する。</li> <li>隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上（周辺森林の成木が20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</li> <li>②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</li> <li>次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 【河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地、人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道】</li> </ol>
択伐	<ol style="list-style-type: none"> <li>群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</li> <li>帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</li> <li>森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</li> </ol>

【人工造林の樹種および植栽本数】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	3,000本	
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本	
アカマツ	中庸仕立て	3,000本	
カラマツ	中庸仕立て	2,300本	
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本	
広葉樹	中庸仕立て	3,000本	

※表以外の樹種および本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

※育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

※上記本数を基準とするが、コンテナ苗については特にコスト削減の取組とコンテナ苗の特性等を総合的に勘案して植栽本数を決定する。

【天然更新補助作業の標準的な方法】

方法	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。

【更新の判定基準】

区分	内容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、千曲川下流地域森林計画書の表3-13を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

【保育の種類別の標準的な方法】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要 な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満※な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に 応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

※完満・・・木の幹の根本から上の方までの太さの差が小さいこと。

【平均的な間伐実施時期の間隔】

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

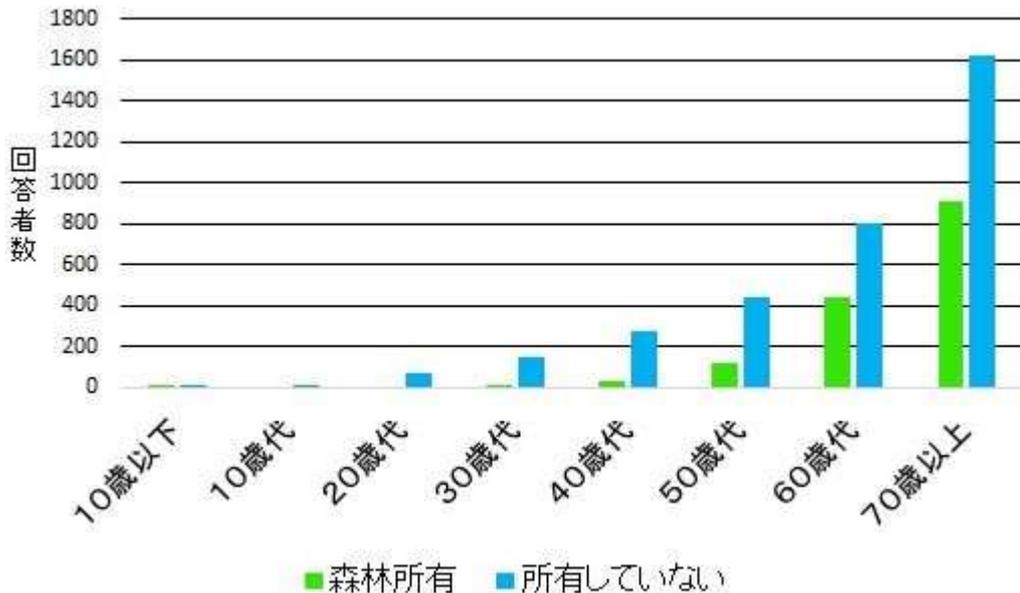
## 10 森林整備等に関するアンケート調査結果

### (1) アンケート調査の概要

- ① 送付方法 令和3年広報ながの10月号に合わせて全世帯宛に159,300通配布
- ② 回収数 4,925通（郵送4,148 FAX 70 e-mail 64 Web 643）
- ③ 回収率 3.1%（森林所有者16,851人の回収率9%）

### (2) アンケート結果と考察

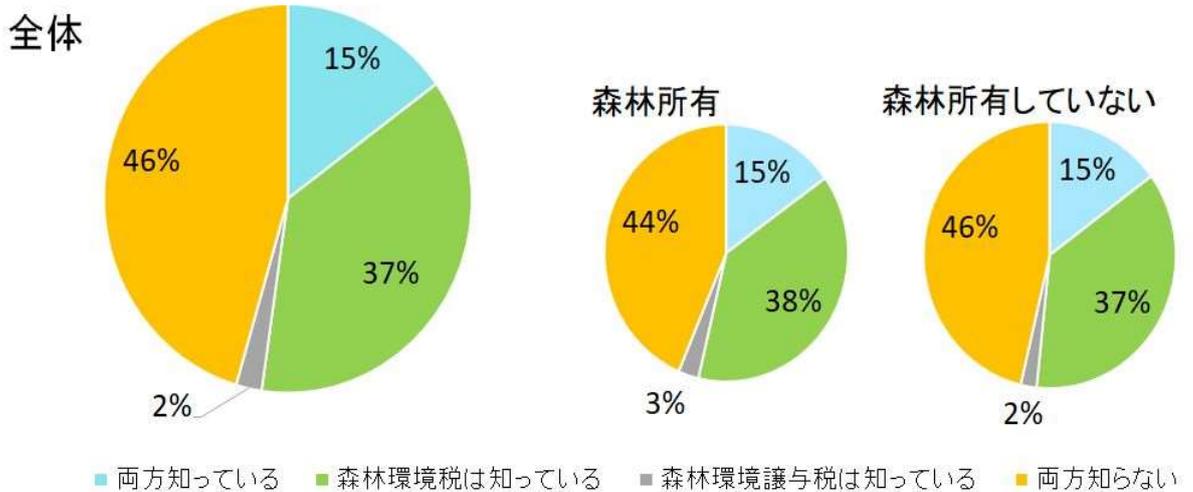
#### 問1 回答者の年代



#### 回答者の年代（森林を所有、所有していない別）

	森林所有	森林所有していない	その他	計	割合
10歳以下	2	4	0	6	0.1%
10歳代	0	8	0	8	0.2%
20歳代	0	68	0	68	1%
30歳代	13	150	2	165	3%
40歳代	34	279	2	315	6%
50歳代	119	446	1	566	11%
60歳代	442	803	3	1,248	25%
70歳以上	911	1,622	6	2,539	52%
その他	0	2	8	10	0.2%
計	1,521	3,382	22	4,925	100%
割合	31%	69%	0.4%	100%	

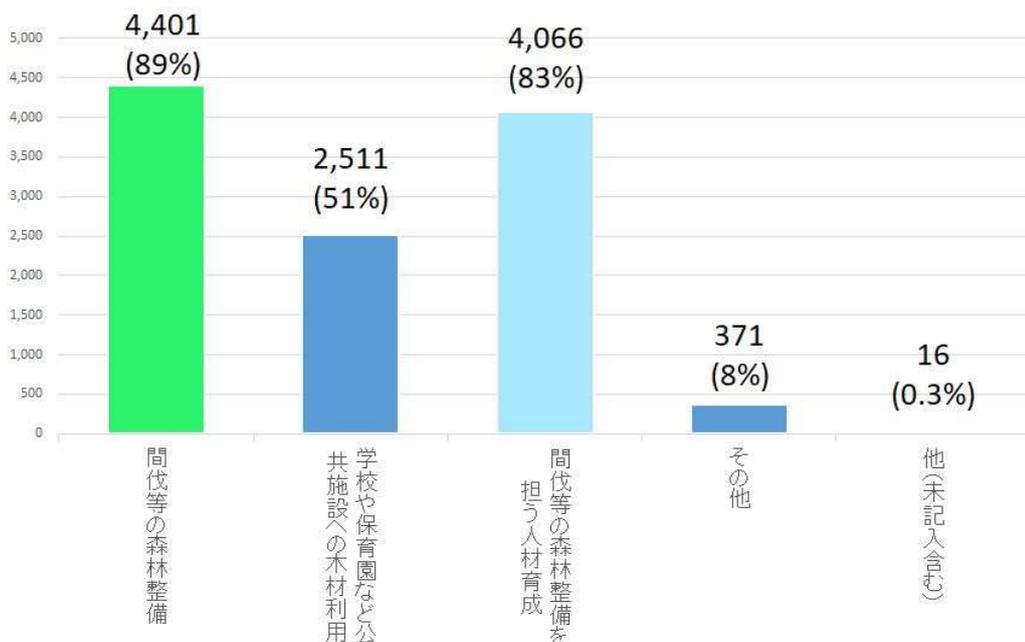
問2 森林環境税、森林環境譲与税について知っていますか



	森林所有	森林所有していない	その他	全体(計)
両方知っている	229	503	1	733
森林環境税は知っている	585	1,240	6	1,831
森林環境譲与税は知っている	41	69	1	111
両方知らない	661	1,562	5	2,228
未記入等	5	8	9	22
計	1,521	3,382	22	4,925

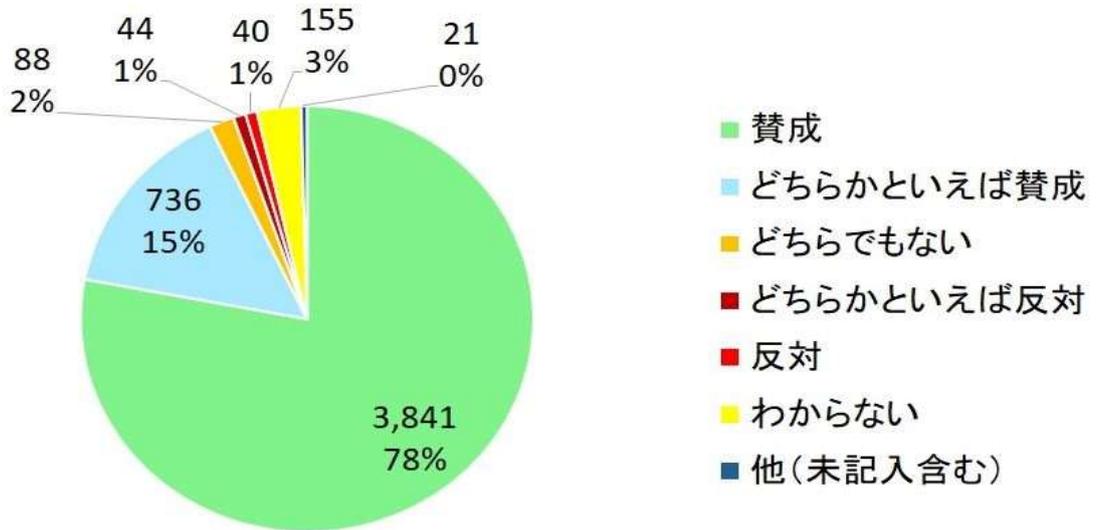
両方知らないが46%であり、今後さらなる周知の必要があります。

問3 市では森林環境譲与税を財源として森林整備をすすめてまいりますが、大切と思うものを選んでください。(複数回答可)



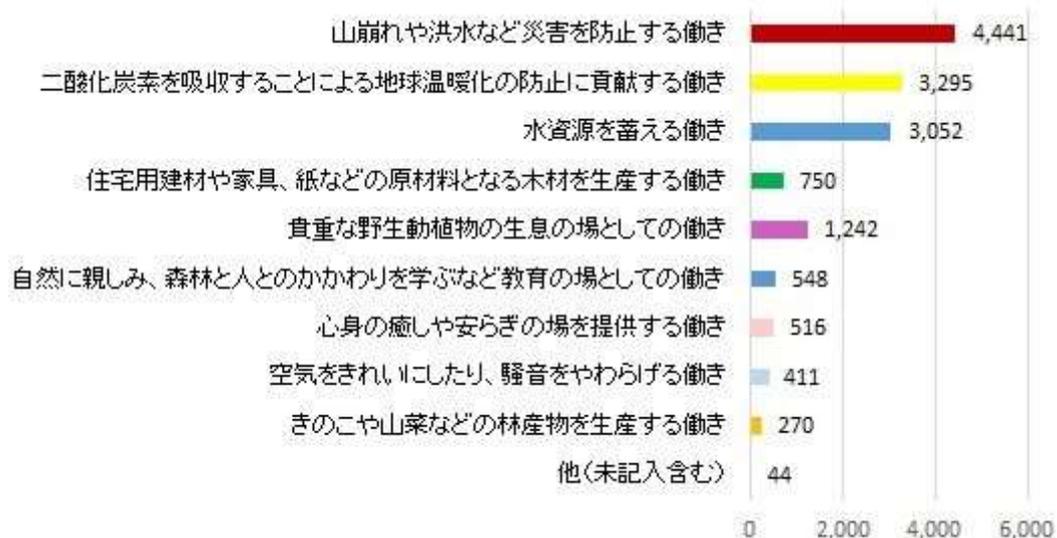
間伐等の森林整備と森林整備を担う人材育成の重要性が市民に認識されていると考えられます。

問4 森林所有者が自身の所有する森林の場所などがわからない森林が増えています。市と林業事業体が協力して森林所有者の取りまとめを行い森林整備（間伐）を進めていきます。  
この取り組みについてどのようにお考えですか。



「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせて93%に上っていることから、今後、市が森林整備に積極的に関与していくことに市民の皆様のご理解をいただければと考えられます。

問5 森林には様々な働きがあり、それらを「森林の有する公益的機能」と呼んでいます。以下の森林の役割で期待するものを3つ選んでください。



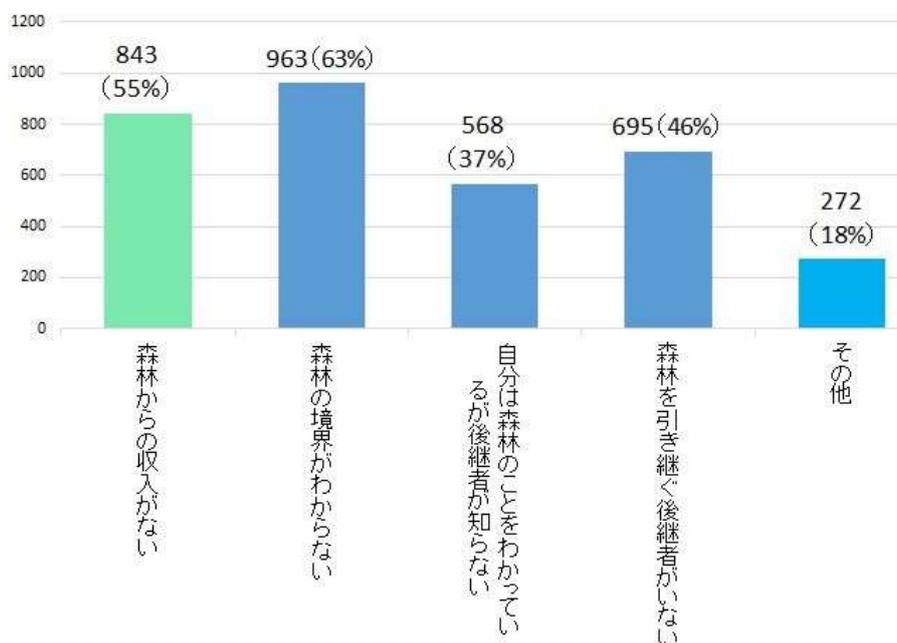
災害の防止や地球温暖化の防止、水源の涵養の3点に期待が高くなっています。問の6は「森林所有者ですか」という設問で問1の回答とまとめています。問の7は所有する森林の地区に関する設問です。回答結果に地区による違いはほとんどありませんでした。

問8以下は森林を所有している方への設問と回答です。

問8 所有する森林について、場所（所在）を知っていますか。当てはまるものを選んでください。

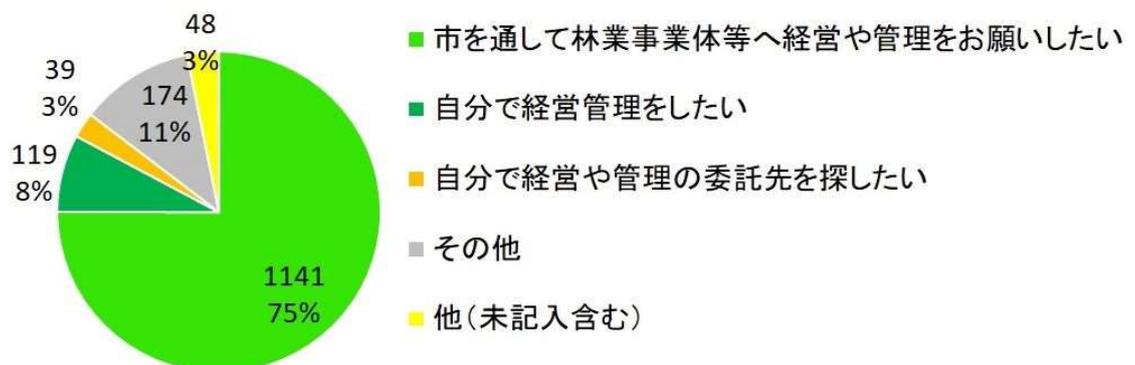


問9 今後、森林を所有・管理していく上で、困っていることは何ですか。（複数回答可）



自身の所有する森林のおおむねの場所はわかっていますが、森林の境界がわからなかったり、森林からの収入がないことなどが、森林整備が進まないことの要因となっていることが考えられます。

問 10 お持ちの森林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。



#### アンケート結果のまとめ

森林の境界が不明であったり、森林からの収入がないこと等が、森林整備が進まない要因になっていると考えられます。

一方、間伐を進めることや、森林整備を担う人材育成に対して森林環境譲与税を活用し、市が森林整備に積極的に関与していくことについて多くの方のご理解をいただいている結果を得られました。





## 長野市 農林部 森林いのしか対策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電話 026-224-5040 FAX 026-224-7818

ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp/>